【表紙】

【提出書類】有価証券報告書【提出先】関東財務局長 殿【提出日】2020年12月24日提出

【計算期間】 第5期

(自 2019年9月26日 至 2020年9月25日)

【ファンド名】 GCIエンダウメントファンド (成長型)

GCIエンダウメントファンド(安定型)

【発行者名】 株式会社GCIアセット・マネジメント

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 末永 孝彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区西神田三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 柴山 雅彦

【連絡場所】 東京都千代田区西神田三丁目8番1号

【電話番号】 03 - 3556 - 5540

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、投資資産のうち伝統的資産に加えて オルタナティブ投資を活用し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

<成長型>

投資資産のうちリスク資産のウエイトを増やしつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ投資 を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な 運用を行います。

<安定型>

投資資産のうちリスク資産のウエイトを抑制しつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ投資 を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して安定的な 運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類および属性区分は以下のとおりです。なお、商品分類表および属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類および属性区分を示します。

商品分類表

1-3 HH / 3 / / / V			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	
	国内	株式	
単位型		債券	
	海外	不動産投信	
追加型		その他資産()	
	内外	資産複合	

- ・追加型…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに 運用されるファンドをいいます。
- ・内外…目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・資産複合…目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

円していて				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
 株式 	年1回	グローバル	ファミリーファン ド	
一般	年2回	(日本を含む)		
大型株	年4回	日本		あり
中小型株	年6回	北米		(適時ヘッジ)
債券	(隔月)	区欠州		
一般	年12回	アジア	ファンド・オブ・	
公債	(毎月)	オセアニア	ファンズ	なし
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット	()	中近東		
属性()		(中東)		

1 1	i i	1211441112221	
不動産投信	エマージング		
その他資産			
(投資信託証券(資			
産複合(株式、債			
券、不動産投信そ			
の他資産)資産配分			
変更型))			
資産複合()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

- (注) 当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資します。このため、組み入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)は異なります。
- (注)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を 記載しています。
- ・その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信その他資産)資産配分変更型))
 - …目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に組入れている 資産を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載が あるものをいいます。
- ・年1回…目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル(日本を含む)…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・ オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジあり…目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為 替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

信託金の限度額

信託金限度額は、各ファンドにつき10兆円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

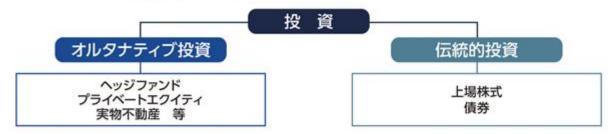
ファンドの目的

この投資信託(以下、当ファンド)は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、投資資産のうち伝統的資産に加えてオルタナティブ投資を活用し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

オルタナティブ投資とは

オルタナティブは英語で"代替"という意味です。

これまで投資といえば、株式や債券など有価証券を購入し、それを保有することを通じて利子・配当収入などのインカム・ゲインを得るか、購入価格より高く売却することによりキャピタル・ゲインを得るというものでした。このような伝統的投資に対して、それ以外の新しい投資を総称してオルタナティブ投資と呼ばれています。具体的には、ヘッジファンドやプライベートエクイティ、実物不動産などが挙げられます。



ファンドの特色

1 [WEIT

「米国エンダウメント」の投資手法を模範とした長期運用を行います。

米国名門大学の基金(エンダウメント)が実践してきた投資手法・スタイルを模範とし、日本の個人投資家の皆さまが長期にわたり安心して投資していただけるように考えて作られた投資信託です。

米国エンダウメントの投資手法には次の特徴があります。

- 本格的な長期投資
- 徹底した分散投資
- オルタナティブ投資の活用
- 個別戦略の運用は外部委託

当ファンドは、上記の特徴を模範としています。

〈米国エンダウメントと当ファンドの投資手法に関する主な相違点〉

米国エンダウメント	当ファンド	
ポートフォリオにおける オルタナティブ投資部分は60 ~70%	ポートフォリオにおける オルタナティブ投資部分は36.5%*	
"非流動的"なオルタナティブ投資にも多く配分	"非流動的"なオルタナティブ投資は行わない	

※2020年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2

オルタナティブ投資としてヘッジファンドを活用します。

ヘッジファンドをポートフォリオに組み入れることで、市場の下落局面に強いプロファイルを目指します。また、これにより長期的なリスク・リターンの安定化を図ります。



長期分散投資で世界の経済成長に沿った収益の獲得を目指します。

投資対象ファンド(投資信託証券)を通じて先進国、新興国を含む世界各国の株式、債券、リートなどに分散 投資することで、グローバルな経済成長に沿った収益の獲得を目指します。また、グローバル分散投資により ポートフォリオのリスク低減を図ります。

当ファンドの投資対象

		資産クラス一覧		
日本株	先進国株(除<米国)	先進国債券(米国)	国内リート(日本)	ヘッジファンド
先進国株(米国)	新興国株	海外債券(70-/1)。秋宋八建(海外リート(米国)	現金、その他

^{*}投資対象およびその比率については、必要に応じて見直します。 また、ETFなど市場流動性の高い商品に投資することにより、ファンドの流動性を確保します。

外貨建資産については、投資判断により対円での為替ヘッジを行うことがあります。

4

「成長型」「安定型」2つのコース。

お客さまのニーズによって、「成長型」と「安定型」の2つのタイプからお選びいただけます。

「成長型」

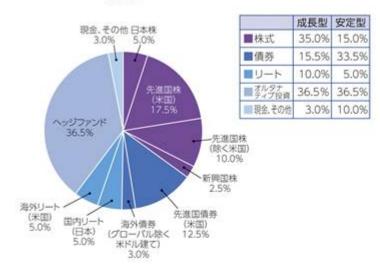
投資資産のうちリスク資産のウエイトを増やしつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ投資を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

「安定型」

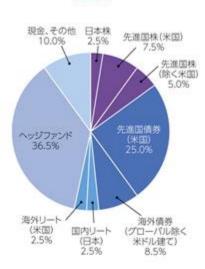
投資資産のうちリスク資産のウエイトを抑制しつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ投資を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して安定的な運用を行います。

各ファンドの基本資産配分





安定型

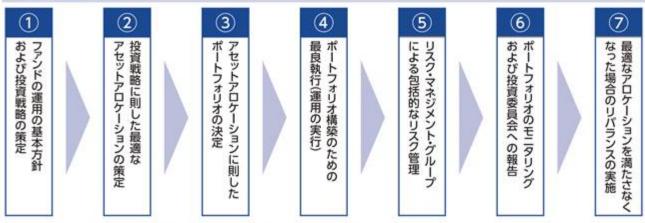


- ※各資産クラスへの配分ターゲットは、40%以内を基本とします。
- ※各資産クラスへの配分はターゲット・ポートフォリオから5%の範囲内で調整します。5%以上乖離した場合にはリバランスを実行します。
- ※運用にあたりレパレッジは用いません。
- ※基本資産配分は、1年に1回程度検証を行い、必要に応じて見直しを行います。
- ※上記は、2020年10月末時点で作成した当面のイメージであり、実際の資産配分比率とは異なる場合があります。
- ※オルタナティブ投資については、投資対象ファンド(投資信託証券)により想定されるリスク水準(リターンの振れの度合い)が異なることから、年率標準偏差10%程度を基準として当該資産クラスの基本資産配分比率を決定します。オルタナティブ投資として組み入れる投資対象ファンド(投資信託証券)の想定リスク水準が基準値(年率10%)より高い場合は、実際の投資組入比率を引き下げて調整を図ります。

<ファンドの運用>

当ファンドの運用は、運用政策会議で定められた運用の基本方針に則り、投資委員会が運用の意思決定を行います。投資 委員会は、運用責任者、チーフ・インベストメント・オフィサーなどが出席し、原則として月次で開催される個別運用案件に関 する協議を行う機関として位置付けられています。投資委員会の決定に基づき、インベストメント・ソリューション・グループ が有価証券等の売買の執行を行います。

<運用プロセス>



※上記プロセスは2020年10月末現在のものであり、今後、変更する場合があります。

<主な投資制限>

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。

<分配方針>

年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。分配対象額は、経費控除後 の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

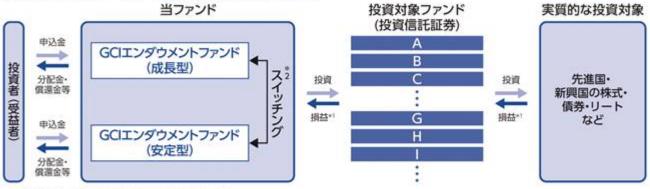
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向や市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

- (2)【ファンドの沿革】2015年9月25日 信託契約締結、設定、運用開始
- (3)【ファンドの仕組み】ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

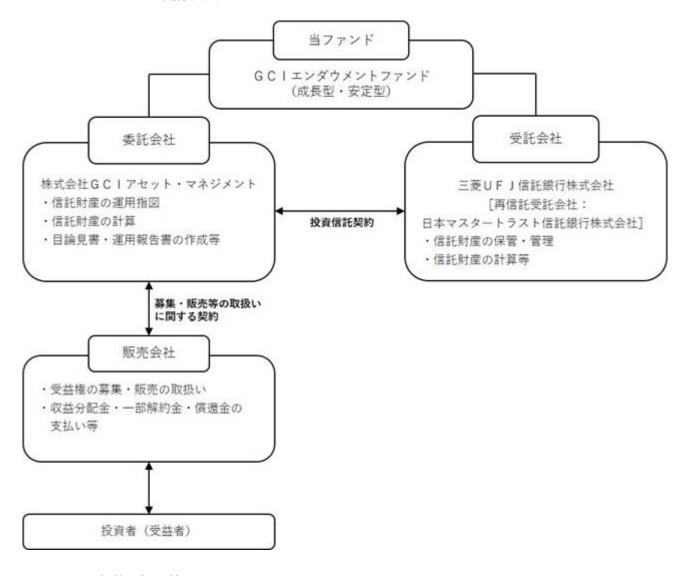


- *1 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。
- *2 販売会社によっては各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆さまからお預かりした資金を直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

ファンドの関係法人 a . ファンドの関係法人



- b . 契約の概要等
 - イ.投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社の間で締結されるものです。主に、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社と受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等について規定しています。

口.投資信託受益権の募集・販売等の取扱いに関する契約 委託会社が販売会社に委託する業務の内容(受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等)等に

委託会社等の概況 (2020年10月末現在)

ついて規定しています。

a . 資本金の額

1 億円

b . 沿革

2000年 4 月13日 株式会社グローバル・サイバー・インベストメントとして設立

2000年8月31日 投資顧問業登録

2002年3月29日 投資一任業務に係る認可を取得

2003年6月1日 株式会社GCIアセット・マネジメントに商号を変更

2007年9月30日 金融商品取引業(投資運用業)登録

2013年11月19日 業務方法書を変更し投資信託委託業務を開始

2013年12月19日 一般社団法人投資信託協会加入

c . 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有比率
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1生7/1	(株)	(%)
株式会社GCIキャピタル	東京都千代田区西神田三丁目8番1号	30,772株	66.65%
一般社団法人京都ラボ	京都市左京区岡崎東福ノ川町29番地	15,400株	33.35%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

<成長型>

投資資産のうちリスク資産のウエイトを増やしつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ投資を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

<安定型>

投資資産のうちリスク資産のウエイトを抑制しつつ、伝統的資産に加えてオルタナティブ投資を活用して分散されたポートフォリオを構築し、信託財産の長期的な成長を目指して安定的な運用を行います。

運用方法

a . 投資対象

下記「(2)投資対象 指定投資信託証券の概要」に掲げる投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

b.投資態度

- イ.主として、国内外の株式・債券・リート・コモディティ等多様な資産クラスの投資信託証券 (ETFやインデックス・ファンド)およびリキッド・オルタナティブ投資を持った複数の投 資信託証券に投資します。
- ロ.投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券については、定期的なターゲット・ポートフォリオの見直しとリバランスを実行するため、適宜見直しを行います。
- ハ.外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて対円で為替ヘッジを行う ことができます。
- 二.実質的な投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向、資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形(イ.に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 八. 金銭債権(イ. および口. に掲げるものに該当するものを除きます。)
- b.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲等

- a.委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
 - イ.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 口.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記イ.の証券または証書の性質を有するもの
 - ハ.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 二.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)

なお、上記八.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を、上記 a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

イ.預金

- 口.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 八. コール・ローン
- 二.手形割引市場において売買される手形

指定投資信託証券の概要 (2020年10月末現在)

投資対象ファンド(投資信託証券)の概要は以下のとおりです。(2020年10月末現在)

※必ずしもすべての資産クラスおよび投資対象ファンドに投資するとは限りません。
※将来の市況の変化などによっては、新たな投資対象ファンドが追加となる場合があります。

資産クラス	日本株
投資対象ファンドの名称	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信
ファンド形態	国内籍上場投資信託
主要な投資対象	日本株式
運用の基本方針	TOPIXに連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)とは、東証市場第一部に上場しているすべての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象とした、時価総額加重型の株価指数です。 **同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。
運用報酬等	年0.0968% (税抜 年0.088%)以内 上記以外にその他の費用等がファンドから支払われます。
委託会社(運用会社)の名称	野村アセットマネジメント株式会社

資産クラス	先進国株(米国)
投資対象ファンドの名称	バンガード・S&P500 ETF
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	米国株式
運用の基本方針	S&P500指数に連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	S&P500指数とは、米国の主要業種を代表する500銘柄により構成される米国株の株価指数です。 *S&P500指数に関する著作権およびその他知的所有権はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。
運用報酬等	経費率0.03%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス	先進国株(除く米国)
投資対象ファンドの名称	バンガード・FTSE先進国市場(除く米国)ETF
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	米国を除く世界の先進国株式
運用の基本方針	FTSE先進国オールキャップ(除く米国)インデックスに連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	FTSE先進国オールキャップ(除く米国)インデックスは、カナダ、欧州地域の先進国市場、および太平洋地域の先進国市場の、大型株・中型株・小型株約3,700銘柄で構成される時価総額加重インデックスです。 ※FTSE先進国オールキャップ(除く米国)インデックスに係るすべての権利はLondon Stock Exchange Group companiesに帰属します。
運用報酬等	経費率0.05%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス	新興国株
投資対象ファンドの名称	バンガード・FTSE・エマージング・マーケッツETF
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	新興国株式
運用の基本方針	FTSEエマージング・マーケッツ・オールキャップ(含む中国A株)インデックスに連動する 投資成果を目指します。
ベンチマーク	FTSEエマージング・マーケッツ・オールキャップ(含む中国A株)インデックスは、中国A株を含む新興国の大・中・小型株式で構成される時価総額加重インデックスであり、新興国市場への広範なエクスポージャーを提供します。 **FTSEエマージング・マーケッツ・オールキャップ(含む中国A株)インデックスに係るすべての権利は London Stock Exchange Group companiesに帰属します。
運用報酬等	経費率0.10%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス	先進国債券(米国)
投資対象ファンドの名称	バンガード・米国トータル債券市場ETF
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	米国の投資適格債券
運用の基本方針	ブルームバーグ・バークレイズ米国総合浮動調整インデックスに連動する投資成果を 目指します。
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズ米国総合浮動調整インデックスは、米国における残存期間 1年超の投資適格課税対象債券市場(米国債、社債、米国以外の米ドル建て債券、モーゲージ債及びアセットバック証券など)のパフォーマンスを測定する指数です。平均残存期間は5~10年です。 ※ブルームバーグ・バークレイズ米国総合浮動調整インデックスに関する著作権その他の知的財産権は 当該インデックスの権利者に帰属します。
運 用 報 酬 等	経費率0.035%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス	海外債券(グローバル 除く米ドル建て)
投資対象ファンドの名称	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF (米ドルヘッジあり)
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	米ドル建てを除く世界の投資適格債券
運用の基本方針	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)に連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)は、米ドル建て以外の、政府債、政府機関債、社債、および証券化された非米国の投資適格固定利付債券で構成され、グローバルな投資適格固定利付債券市場のパフォーマンスを広範に測定します。 ※ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(米ドル除く)浮動調整RIC基準インデックス(米ドルヘッジベース)に関する著作権その他の知的財産権は当該インデックスの権利者に帰属します。
運用報酬等	経費率0.08%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス	国内リート(日本)
投資対象ファンドの名称	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信
ファンド形態	国内籍上場投資信託
主要な投資対象	日本の不動産投資信託証券
運用の基本方針	東証REIT指数に連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	東証REIT指数とは、東証市場に上場するREIT (不動産投資信託証券)全銘柄を対象とした、時価総額加重型の指数です。 *同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。
運用報酬等	年0.1705% (税抜 年0.155%)以内 上記以外にその他の費用等がファンドから支払われます。
委託会社(運用会社)の名称	野村アセットマネジメント株式会社

資産クラス	海外リート(米国)
投資対象ファンドの名称	バンガード・リアル・エステートETF
ファンド形態	外国籍上場投資信託
主要な投資対象	米国の不動産セクターに属する企業の株式およびREIT
運用の基本方針	MSCI US Investable Market Real Estate 25/50 インデックスに連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	MSCI US Investable Market Real Estate 25/50 インデックスは、MSCI社が開発した指数で、大・中・小型の米国株のうち、不動産セクター (GICS基準) に分類される銘柄から構成されます。 *同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。
運用報酬等	経費率0.12%
委託会社(運用会社)の名称	ザ・バンガード・グループ・インク

資産クラス ヘッジファンド	
投資対象ファンドの名称	GCIシステマティック・マクロファンド Vol 10 クラスA
ファンド形態	外国籍投資信託
主要な投資対象	世界各国の株式指数先物・債券先物・金利先物、通貨先物、為替
運用の基本方針	システム運用により信託財産の長期的な成長を目指します。
運 用 手 法	独自に開発した動的ポートフォリオモデルに基づき、世界の金融市場への分散投資を 通じて市場に現れる中長期のトレンドを収益の源泉として絶対収益の獲得を目指す、 システマティックなマクロ戦略です。
運用目標	目標リターン: 年率16-20% 目標リスク(標準偏差): 年率10%程度
ベンチマーク	ベンチマークなし
運用報酬等	管理報酬年1.2%、成功報酬20% 上記以外にその他の費用等がファンドから支払われます。
委託会社(運用会社)の名称	GCI Asset Management, HK Limited

資産クラス 現金、その他		
投資対象ファンドの名称 GCIマネープールマザーファンド		GCIマネープールマザーファンド
ファンド	形態	国内籍投資信託
主要な投資	対象	日本の短期公社債等。なお、コール・ローン等に投資する場合があります。
運用の基本	方 針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
運 用 手	法	主として日本の短期公社債等を投資対象とし、安定した収益の確保をめざして運用を 行います。なお、コール・ローン等で運用する場合があります。資金動向や市況動向等の 事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
ベンチマ	- 2	ベンチマークなし
運用報	州等	なし
委託会社(運用会社)	の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

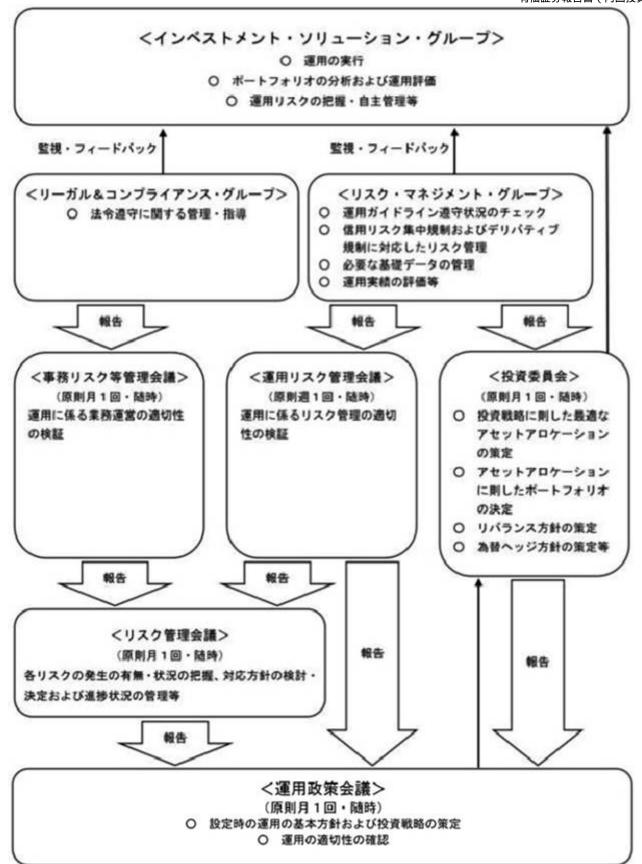
[※]経費率(エクスペンス・レシオ)とは、ファンドの平均資産残高に対する運用、その他の経費の比率(%)をいいます。経費率は、原則としてファンドの 決算毎に見直され、変動します。

今後、指定投資信託証券の一部または全部について、名称が変更される場合、指定投資信託証券から 外れる場合、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合等があります。

(3)【運用体制】

委託会社の運用体制

当ファンドにおける委託会社の運用体制は、以下の通りです。



a . 運用政策会議

運用政策会議は、チーフ・インベストメント・オフィサー、代表取締役CEO、代表取締役社長、リスク・マネジメント・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される運用政策の枢要に関する意思決定を行う機関であり、設定時の運用の基本方針、および投資戦略の策定ならびに運用の適切性の確認を行います。

b . 投資委員会

投資委員会は、運用責任者、チーフ・インベストメント・オフィサー等が出席する、原則として月次で開催される個別運用案件に関する協議を行う機関であり、投資戦略に則した最適なアセットアロケーションの策定、アセットアロケーションに即したポートフォリオの決定、リバランス方針の策定、為替ヘッジ方針の策定等を行います。

c . リスク管理会議

リスク管理会議は、リーガル&コンプライアンス・グループ長、代表取締役社長、その他各グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、各リスクの発生の有無・ 状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理等を行います。

d.運用リスク管理会議

運用リスク管理会議は、リスク・マネジメント・グループ長、チーフ・インベストメント・オフィサー等が出席する、原則として週次で開催される会議体であり、運用に係るリスク管理の 適切性の検証を行います。

e.事務リスク等管理会議

事務リスク等管理会議は、アドミニストレーション・グループ長、リーガル&コンプライアンス・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、運用に係る事務運営の適切性の検証を行います。

f. インベストメント・ソリューション・グループ(6名程度)

インベストメント・ソリューション・グループは、外部マネージャーを活用した運用戦略等に 関して、運用方針を設定し、投資・運用に関する実務等を行います。

g.リスク・マネジメント・グループ(2名程度)

リスク・マネジメント・グループは、投資制限の遵守状況のチェック、信用リスク集中規制およびデリバティブ規制に対応したリスク管理等を行い、その結果を投資委員会および運用リスク管理会議へ報告します。

h.リーガル&コンプライアンス・グループ(3名程度)

リーガル&コンプライアンス・グループは、法令遵守状況に関する管理・指導を行い、その結果を運用政策会議に報告します。

運用体制に関する社内規則

委託会社は、運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等に基づき、適切な管理を行 うとともに、内部牽制の維持を図っています。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行い、当該業務の正確性を担保しています。また、受託会社の受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について、独立した監査人が監査を行っており、委託会社は受託会社より当該監査人による報告書を受け取り、その内容の確認を行います。

上記運用体制は、2020年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針により分配を行います。

分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。 (ただし、委託会社の 判断により分配を行わないこともあります。)

留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

(5)【投資制限】

当ファンドの信託財産の運用については、以下に掲げる信託約款および法令等に定められた投資制限を遵守して行います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a.投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- b.株式への直接投資は行いません。
- c . 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- d . デリバティブの直接利用は行いません。

- e.投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- f.一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

- a. 公社債の借入れ(信託約款第20条)
 - イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を することができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた ときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ.上記イ.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内と します。
 - ハ.信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当す る借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - 二.上記イ.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- b.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第21条) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められ る場合には、制約される場合があります。
- c.外国為替予約取引の指図(信託約款第22条) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約 取引の指図をすることができます。
- d. 資金の借入れ(信託約款第28条)
 - イ.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - 八.収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 二.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の法令上の投資制限

a . デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第 1 項第 8 号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図することはできません。

b.信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第 8号の2)

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相 手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法と

してあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。 当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りですが、下記に限定されるものではありませんので、ご留意ください。

< 基準価額変動リスク >

a . 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

b. 金利変動リスク

債券等の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。なお、 債券等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて 小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等およびそれらに関す る外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券等の価格が下落した場合は、 基準価額の下落要因となります。

c.リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リートおよび リートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となり ます。

d. 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、当ファンドおよび指定投資信託証券において、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

e . 信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

f.カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または 取引に対して新たな規制が設けられた場合には、方針に沿った運用が困難となり、基準価額が 下落することがあります。特に、新興国への投資には、先進国と比較して政治・経済および社 会情勢の変化が組入銘柄の価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。

g.流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

h.ヘッジファンドの運用手法に係るリスク

指定投資信託証券においては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引等の買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、当ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、指定投資信託証券の純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、指定投資信託証券の基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。ま

た、ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

i . ブローカーの信用リスク

指定投資信託証券においては、直接または実質的にデリバティブや為替予約取引等を行う場合があります。ブローカーの債務不履行等によって、ブローカーで保管されている証拠金の一部または相当の額が失われる可能性や契約が履行されない可能性があり、当ファンドが大きな影響を被る可能性があります。

i.市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

< その他の留意点 >

a. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払 われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べ て下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収 益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部 払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額 の値上がりが小さかった場合も同様です。

b . 解約申込みに関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないこと、また、先物取引、デリバティブ取引等のポジションを解消する際にも不利な価格で解消せざるを得ない場合があります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

c. 資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

d . 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、各ファンドそれぞれについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

e . クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

f.法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

g.その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2)リスク管理体制

運用リスクの管理については、運用部門から独立したリスク・マネジメント・グループが日々運用状況の分析およびモニタリングを行い、原則として週次で開催される運用リスク管理会議にて運用リスクの適切性を検証・評価し、リスク管理会議および運用政策会議に報告されます。また、問題が生じた場合には速やかに臨時で招集される運用政策会議に報告が行われ、その対応策を検討するとともに決定される体制となっています。

EDINET提出書類

株式会社GCIアセット・マネジメント(E31744)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

事務リスク等の管理については、原則として月次で開催される事務リスク等管理会議において、運用に係る事務運営の適切性を検証し、リスク管理会議に報告される体制となっています。そして、リスク管理会議において、各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理等を行い、重要な事項はさらに運用政策会議に報告される体制となっています。

上記リスク管理体制は、2020年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(3)参考情報

<当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>

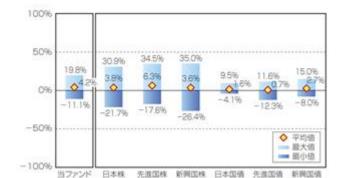
GCIエンダウメントファンド(成長型)

15.000 100% 7.500 50% بالتبالأ أأليب بتبالينا 096 -50%

2015/11 2016/10 2017/10 2018/10 2019/10 2020/10

左軸:分配金再投資基準価額右軸:年間機落率

<当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

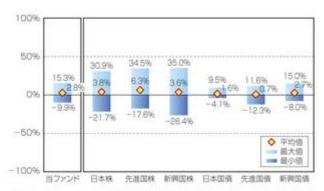


GCIエンダウメントファンド(安定型)



※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した年間騰落率を記載していますので、実際の基準価額に基づいて計 算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したもの とみなして計算した基準価額を記載していますので、実際の基準価額とは 異なる場合があります。



※当ファンドについては2016年9月~2020年10月の4年2ヵ月間、他の代表 的な資産クラスについては2015年11月~2020年10月の5年間の各月末に おける直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示し、当ファンドと 他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した年間騰落率を記載していますので、実際の基準価額に基づいて計 算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、 当ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの年間騰落率を同じ図に 表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

<代表的な各資産クラスの指数>

- 代表的な各責産グラスの指数> 日本株:Morningstar 日本株式指数 先進国株:Morningstar 先進国株式指数 所興国株:Morningstar 新興国株式指数 日本国債:Morningstar 日本国債指数 先進国債:Morningstar プローバル国債指数 (除く日本) 新興国債:Morningstar 新興国ンプリン債指数 全全で税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースの指数値を使用しています。

≪各指数の概要≫

○古田秋の場交で 日本株: Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。 先進国株: Morningstar 先進国株式 (除く日本) 指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。 新興国株: Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。 日本国債: Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。 先進国債: Morningstar プローバル国債(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。 新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>
当ファンドは、Morningstar、Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar、Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の計器であり、Morningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarグループは、Morningstarグループは、Morningstarグループは、Morningstarグループは、Morningstarグループは、Morningstarグループは、Morningstarグループは、Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、その誤謬、脱渇、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、その誤謬、脱渇、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、表記を批当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarグループは、表記を批当ファンドの受益者ではユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarグループは、その誤謬、比別ないは表示を関与していいなる場合であるに対すいでは表示の保証を行わず、また適品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲割的損害、関接損害または結果損害(後失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

れらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に1.1%(税抜1.0%)を上限として販売会社が独自に 定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

販売会社によっては、各ファンド間でスイッチング (乗換え)が可能です。詳しくは販売会社 にお問い合わせください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金(解約)されるファンドに対して換金に係る手数料等および税金が課されることにつきご留意ください。詳しくは後記「(2)換金(解約)手数料」および「(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申 込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料 ありません。

信託財産留保額

換金(解約)申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額を換金(解約)時にご 負担いただきます。

信託財産留保額は、信託期間中にファンドを換金(解約)する際、換金(解約)により発生する 組入資産の売却費用等を、換金(解約)を行う受益者にご負担していただくためのものです。信 託財産留保額は、換金(解約)を行う受益者と保有を継続する受益者との公平性を図るためのも ので、信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬(運用管理費用)の総額(消費税等相当額を含みます。)は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率(上限年率0.715%(税抜0.65%))を乗じて得た額とします。当該信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託報酬率ならびに委託会社、販売会社および受託会社間の信託報酬の配分は、ファンドの純資 産総額の残高に応じて変更します。信託報酬率およびその配分ならびにこれらを対価とする役務 の内容は以下のとおりです。

<信託報酬率およびその配分>

姑 姿产 <u>纵</u> 宛	信託報酬率	支払先の配分(税抜)			
純資産総額	<合計>	委託会社	販売会社	受託会社	
500億円以下部分	年率 0.715%	年率 0.33%	年率 0.33%	年率 0.055%	
	(税抜 0.65%)	(税抜 0.3%)	(税抜 0.3%)	(税抜 0.05%)	
500億円超	年率 0.638%	年率 0.297%	年率 0.297%	年率 0.044%	
1,000億円以下部分	(税抜 0.58%)	(税抜 0.27%)	(税抜 0.27%)	(税抜 0.04%)	
1,000億円超部分	年率 0.561%	年率 0.264%	年率 0.264%	年率 0.033%	
	(税抜 0.51%)	(税抜 0.24%)	(税抜 0.24%)	(税抜 0.03%)	

役務の内容	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率	委託した資金 の運用、基準 価額の算出、 開示資料の作 成などの対価	購提告書口フ理入供書類座ア、後、なの内ドをでありませるの内にのののののののののののののののののののでののののでのののでののでののでののでの	

上記に加え、当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券において、以下の運用報酬等がかかります。

<投資対象ファンド(指定投資信託証券)における運用報酬等>

- ・成長型:年率0.477%程度(税抜 0.476%程度)+成功報酬
- ・安定型:年率0.468%程度(税抜 0.467%程度)+成功報酬

成長型、安定型いずれもその他に成功報酬がかかる場合があります。

当ファンドにおいては成功報酬はかかりませんが、指定投資信託証券(GCIシステマティック・マクロファンドVol10 クラスA)においては20%の成功報酬がかかる場合があります。

上記の指定投資信託証券における運用報酬等の率は、2020年10月末現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変動することがあります。

*指定投資信託証券(GCIシステマティック・マクロファンド Vol10 クラスA)の基準価額 (管理報酬等控除後、成功報酬控除前)がハイ・ウォーター・マークを超えた場合には、その超過分に対して20%の成功報酬がかかります。当該報酬は計算期間(6月1日から翌年5月31日まで)を通じて日々計上(ハイ・ウォーター・マークを下回った場合は戻し入れ)され、原則、計算期間終了後に年1回支払われます。

ハイ・ウォーター・マークとは、前計算期間までで最後に成功報酬が控除された際の基準価額(成功報酬控除後)をいい、計算期間終了時に更新されます。

したがって、実質的な負担は、当ファンドの純資産総額に対して、以下のとおりとなります。

<実質的な負担>

- ・成長型:年率1.192%程度(税抜 1.126%程度)+成功報酬
- ・安定型:年率1.183%程度(税抜 1.117%程度)+成功報酬

当ファンドの運用管理費用(信託報酬)に投資対象ファンド(指定投資信託証券)の運用報酬等を合わせた、投資者が実質的に負担する額の合計です。

投資対象ファンド(指定投資信託証券)における運用報酬等ならびに実質的な負担の値はあく まで目安であり、指定投資信託証券の実際の組入れ状況等により変動する場合があります。

指定投資信託証券(GCIシステマティック・マクロファンド Vol10 クラスA)において20%の成功報酬がかかる場合、上記 < 実質的な負担 > も相応分上がります。

投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間 等に応じて異なりますので、表示することができません。

(4)【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用(当該費用に係る消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

上記 に定める諸経費には、以下の諸費用(当該費用に係る消費税等相当額を含みます。)を含む(ただし、これらに限られるものではありません。)ものとします。なお、下記b.からe.までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- a . 当ファンドの会計監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- b. 当ファンドの有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、信託約款、目論見書、運用 報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用

- c. 当ファンドの計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)および付 随する業務(法定帳簿管理、法定報告等)に係る費用
- d . 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行およ び管理事務に係る費用
- e.この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の 解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記 に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託 財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額 の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会 社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に 見積もった上で、実際または予想される費用額を、当ファンドの純資産総額に対して年率0.1% を上限として算出される金額にて、信託財産からその支弁を受けることもできます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上記 に定める当ファンドの純資産総額に対する年率0.1%の上限率を、合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

a . 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5 %	20.315%
2038年1月1日から	15%	-	5 %	20%

b.解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります(上記a.の表参照)。

c . 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座に係る課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

d. 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)および未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公 募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時 および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税 率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上 課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。た だし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別 所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。 なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
2038年1月1日から	15%	-	15%

個別元本について

- a.投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に 相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。
- b.投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を 行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。 ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる 場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- c.投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。 収益分配金の課税について
- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- b.投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本 と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が 普通分配金となり、また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っ ている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金か ら当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

上記は2020年10月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更される場合があります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

GCIエンダウメントファンド(成長型)

(2020年10月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
	日本	361,093,260	8.82
投資信託受益証券	アメリカ	1,901,516,057	46.44
投具后机交通证分	ケイマン諸島	1,413,498,489	34.52
	小計	3,676,107,806	89.78
親投資信託受益証券	日本	49,961,976	1.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		368,518,173	9.00
合計(純資産総額)	4,094,587,955	100.00	

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しています。

(注2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建		1,940,953,380	47.40

⁽注1)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(注2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

GCIエンダウメントファンド(安定型)

(2020年10月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
	日本	108,295,140	4.66
投資信託受益証券	アメリカ	1,103,778,567	47.51
仅具信託文金证分	ケイマン諸島	811,857,334	34.95
	小計	2,023,931,041	87.12
親投資信託受益証券	日本	99,879,942	4.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		199,216,539	8.58
合計(純資産総額)	2,323,027,522	100.00	

⁽注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しています。

(注2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建		1,191,722,050	51.30

(注1)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(注2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

GCIエンダウメントファンド(成長型)

イ.主要銘柄の明細

(2020年10月30日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	GCIシステマティック・マクロファンド Vol 10 クラスA	155,568.55	9,055.55	1,408,760,183	9,086.01	1,413,498,489	34.52

								~ IH H U Z
アメリカ	投資信託 受益証券	バンガード・S&P500 ETF	21,383	31,223.10	667,643,548	31,717.85	678,222,958	16.56
アメリカ	投資信託 受益証券	バンガード・米国トータル債券市場ETF	51,419	9,228.85	474,538,650	9,176.55	471,849,436	11.52
アメリカ	投資信託 受益証券	パンガード・FTSE先進国市場(除く米国) ETF	89,860	4,210.15	378,324,079	4,147.38	372,684,465	9.10
日本	投資信託 受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	123,360	1,683	207,614,880	1,641	202,433,760	4.94
アメリカ	投資信託 受益証券	バンガード・リアル・エステート ETF	19,720	8,024.91	158,251,264	8,064.65	159,035,095	3.88
日本	投資信託 受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	90,250	1,857	167,594,250	1,758	158,659,500	3.87
アメリカ	投資信託 受益証券	バンガード・トータル・インターナショナ ル債券ETF (米ドルヘッジあり)	18,922	6,078.30	115,013,706	6,110.73	115,627,271	2.82
アメリカ	投資信託 受益証券	バンガード・FTSE・エマージング・マー ケッツETF	22,480	4,409.93	99,135,361	4,630.64	104,096,832	2.54
日本	親投資信託 受益証券	GCIマネープールマザーファンド	50,032,021	0.9986	49,961,976	0.9986	49,961,976	1.22

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	89.78
親投資信託受益証券	1.22
合計	91.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

GCIエンダウメントファンド(安定型)

イ.主要銘柄の明細

(2020年10月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価(円)	評価金額	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	GCIシステマティック・マクロファンド Vol 10 クラスA	89,352.39	9,055.55	809,135,839	9,086.01	811,857,334	34.95
アメリカ	投資信託 受益証券	パンガード・米国トータル債券市場ETF	63,320	9,228.85	584,371,289	9,176.55	581,059,653	25.01
アメリカ	投資信託 受益証券	バンガード・トータル・インターナショナ ル債券ETF (米ドルヘッジあり)	31,943	6,078.30	194,159,328	6,110.73	195,195,112	8.40
アメリカ	投資信託 受益証券	バンガード・S&P500 ETF	5,210	31,223.10	162,672,351	31,717.85	165,250,040	7.11
アメリカ	投資信託 受益証券	パンガード・FTSE先進国市場(除く米国) ETF	26,886	4,210.15	113,194,093	4,147.38	111,506,727	4.80
日本	親投資信託 受益証券	GCIマネープールマザーファンド	100,019,970	0.9986	99,879,942	0.9986	99,879,942	4.30
日本	投資信託 受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	35,140	1,683	59,140,620	1,641	57,664,740	2.48
アメリカ	投資信託 受益証券	パンガード・リアル・エステート ETF	6,295	8,024.91	50,516,821	8,064.66	50,767,035	2.19
日本	投資信託 受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	28,800	1,857	53,481,600	1,758	50,630,400	2.18

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	87.12
親投資信託受益証券	4.30

合計 91.42

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

GCIエンダウメントファンド(成長型)

該当事項はありません。

GCIエンダウメントファンド(安定型)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

GCIエンダウメントファンド(成長型)

資産の種類		買建/	数量	簿価金額	評価金額	投資比率
貝性の性料		売建	双里	(円)	(円)	(%)
	米ドル	売建	16,230,000.00	1,711,851,600	1,696,684,200	41.44
為替予約取引	ユーロ	売建	1,414,000.00	174,289,640	172,748,380	4.22
	英ポンド	売建	529,000.00	71,187,530	71,520,800	1.75

(注1)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(注2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

GCIエンダウメントファンド(安定型)

資産の種類	通貨	買建/	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
	米ドル	売建	10,701,000.00	1,128,652,780	1,118,682,540	48.16
為替予約取引	ユーロ	売建	423,000.00	52,138,980	51,677,910	2.22
	英ポンド	売建	158,000.00	21,262,060	21,361,600	0.92

(注1)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(注2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)

GCIマネープールマザーファンド

(1)投資状況

(2020年10月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現先取引 (CP)	日本	29,001,816,954	89.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,499,383,617	10.77
合計(純資産総額)		32,501,200,571	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

(2020年10月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	額面	簿価単価	簿価金額	評価単価	評価金額	投資比率
国/地域				(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
日本	現先取引	イオン住宅ローンサービス 09GB CP	10,000,000,000		10,000,322,750		10,000,322,750	30.77
	(CP)	イオフ任宅ローフリーとス 0968 CP	10,000,000,000		10,000,322,730		10,000,322,730	30.77
日本	現先取引	NTT・TCリース 005B CP	0 500 000 000		9,500,593,455		9,500,593,455	29.23
口本	(CP)	NII - 100 - X 0028 CP	9,500,000,000		9,500,595,455		9,500,595,455	29.23
□ ★	現先取引	オリコオートリース 030B CP	4,000,000,000		4,000,341,508		4,000,341,508	12.31
日本	(CP)	N 9 1 8 1 9 X 030B 0F	4,000,000,000		4,000,341,306		4,000,341,506	12.31

日本	現先取引 (CP)	グンゼ ORRB CP	1,900,000,000	1,900,180,021	1,900,180,021	5.85
日本	現先取引 (CP)	NTT・TCリース 002B CP	1,500,000,000	1,500,064,029	1,500,064,029	4.62
日本	現先取引 (CP)	富士通リース OH5B CP	1,000,000,000	1,000,189,515	1,000,189,515	3.08
日本	現先取引 (CP)	グンゼ ORNB CP	600,000,000	600,094,962	600,094,962	1.85
日本	現先取引 (CP)	三菱電機クレジット OYYB CP	500,000,000	500,030,714	500,030,714	1.54

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
現先取引 (CP)	89.23
合計	89.23

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

GCIエンダウメントファンド(成長型)

(C)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	純資産総	額(円)	1口当たり純資	資産額(円)
年月	1日	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末日	(2016年 9 月26日)	554,632,307	554,632,307	1.0767	1.0767
第2期計算期間末日	(2017年 9 月25日)	1,040,440,618	1,040,440,618	1.1386	1.1386
第3期計算期間末日	(2018年9月25日)	3,747,746,603	3,747,746,603	1.2444	1.2444
第4期計算期間末日	(2019年9月25日)	4,072,130,438	4,072,130,438	1.2637	1.2637
第5期計算期間末日	(2020年9月25日)	4,079,246,311	4,079,246,311	1.2077	1.2077
	2019年10月末日	4,088,572,064		1.2589	
	11月末日	4,147,770,365		1.2835	
	12月末日	4,206,966,416		1.2801	
	2020年 1 月末日	4,427,520,986		1.2973	
	2月末日	4,158,919,958		1.2438	
	3月末日	3,866,349,266		1.1357	
	4月末日	4,008,436,162		1.1693	
	5月末日	4,100,216,764		1.1837	
	6月末日	4,126,870,887		1.1876	
	7月末日	4,168,625,842		1.2040	
	8月末日	4,253,793,465		1.2453	
	9月末日	4,130,059,917		1.2235	
	10月末日	4,094,587,955		1.2074	

GCIエンダウメントファンド(安定型)

年月日		純資産総	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
+/70		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1期計算期間末日	(2016年 9 月26日)	464,868,140	464,868,140	1.0637	1.0637	
第2期計算期間末日	(2017年9月25日)	2,287,791,516	2,287,791,516	1.0839	1.0839	
第3期計算期間末日	(2018年9月25日)	4,672,148,584	4,672,148,584	1.1565	1.1565	
第4期計算期間末日	(2019年9月25日)	3,023,162,532	3,023,162,532	1.1804	1.1804	
第5期計算期間末日	(2020年9月25日)	2,342,079,943	2,342,079,943	1.1351	1.1351	
	2019年10月末日	2,990,261,517		1.1666		

11月末日	2,998,398,632	1.1836	
12月末日	2,923,827,297	1.1746	
2020年 1 月末日	2,906,193,434	1.1920	
2月末日	2,645,008,709	1.1691	
3月末日	2,343,045,810	1.1023	
4月末日	2,381,094,305	1.1181	
5 月末日	2,386,721,091	1.1243	
6月末日	2,374,262,067	1.1256	
7月末日	2,380,914,813	1.1348	
8月末日	2,419,289,692	1.1571	
9月末日	2,356,927,811	1.1458	
10月末日	2,323,027,522	1.1334	

【分配の推移】

GCIエンダウメントファンド(成長型)

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2015年 9 月25日 ~ 2016年 9 月26日	0.0000
第2期	2016年 9 月27日 ~ 2017年 9 月25日	0.0000
第3期	2017年 9 月26日 ~ 2018年 9 月25日	0.0000
第4期	2018年 9 月26日 ~ 2019年 9 月25日	0.0000
第 5 期	2019年 9 月26日 ~ 2020年 9 月25日	0.0000

GCIエンダウメントファンド(安定型)

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2015年 9 月25日 ~ 2016年 9 月26日	0.0000
第2期	2016年 9 月27日 ~ 2017年 9 月25日	0.0000
第3期	2017年 9 月26日 ~ 2018年 9 月25日	0.0000
第4期	2018年9月26日~2019年9月25日	0.0000
第 5 期	2019年 9 月26日 ~ 2020年 9 月25日	0.0000

【収益率の推移】

GCIエンダウメントファンド(成長型)

期	計算期間	収益率(%)
第1期	2015年 9 月25日 ~ 2016年 9 月26日	7.7
第2期	2016年 9 月27日 ~ 2017年 9 月25日	5.7
第3期	2017年 9 月26日 ~ 2018年 9 月25日	9.3
第4期	2018年 9 月26日 ~ 2019年 9 月25日	1.6
第 5 期	2019年 9 月26日 ~ 2020年 9 月25日	4.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直 前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で 除して得た数に100を乗じた数です。なお、少数点以下2桁目を四捨五入しております。

GCIエンダウメントファンド(安定型)

期	計算期間	収益率(%)
第1期	2015年 9 月25日 ~ 2016年 9 月26日	6.4
第2期	2016年 9 月27日 ~ 2017年 9 月25日	1.9
第3期	2017年 9 月26日 ~ 2018年 9 月25日	6.7
第4期	2018年9月26日~2019年9月25日	2.1
第 5 期	2019年 9 月26日 ~ 2020年 9 月25日	3.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直 前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で 除して得た数に100を乗じた数です。なお、少数点以下2桁目を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

GCIエンダウメントファンド(成長型)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	2015年9月25日~2016年9月26日	567,315,580	52,208,603	515,106,977
第2期	2016年 9 月27日 ~ 2017年 9 月25日	559,610,248	160,948,933	913,768,292
第3期	2017年9月26日~2018年9月25日	2,414,672,822	316,799,421	3,011,641,693
第4期	2018年9月26日~2019年9月25日	1,136,687,550	926,009,448	3,222,319,795
第 5 期	2019年 9 月26日 ~ 2020年 9 月25日	1,278,253,472	1,122,798,308	3,377,774,959

(注1)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)本邦外における設定および解約はありません。

GCIエンダウメントファンド(安定型)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	2015年9月25日~2016年9月26日	445,891,552	8,870,513	437,021,039
第2期	2016年 9 月27日 ~ 2017年 9 月25日	1,817,856,212	144,124,939	2,110,752,312
第3期	2017年9月26日~2018年9月25日	2,282,968,253	353,790,074	4,039,930,491
第4期	2018年9月26日~2019年9月25日	492,972,162	1,971,771,783	2,561,130,870
第 5 期	2019年 9 月26日 ~ 2020年 9 月25日	396,199,725	894,008,026	2,063,322,569

(注1)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

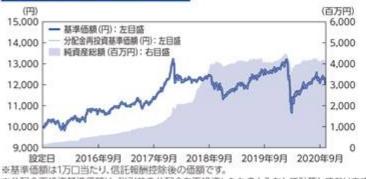
(注2)本邦外における設定および解約はありません。

運用実績

設 定 日:2015年9月25日 作成基準日: 2020年10月30日

GCIエンダウメントファンド(成長型)

基準価額・純資産の推移



12,074円 準 価 額 4.095百万円 純資産総額

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

分配の推移

設定来分配金合計額:0円

決算期	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
分配金(円)	0円	0円	0円	0円	0円

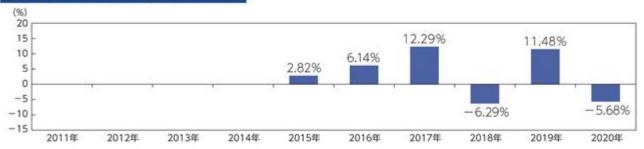
※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

資産クラス	投資対象ファンド(投資信託証券)	配分比率
日本株	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	4.9%
先進国株(米国)	バンガード·S&P500 ETF	16.6%
先進国株(除く米国)	バンガード・FTSE先進国市場(除く米国)ETF	9.1%
新興国株	バンガード・FTSE・エマージング・マーケッツETF	2.5%
先進国債券(米国)	バンガード・米国トータル債券市場ETF	11.5%
海外債券	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)	2.8%
国内リート(REIT-日本)	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	3.9%
海外リート(REIT-米国)	バンガード・リアル・エステート ETF	3.9%
オルタナティブ戦略	GCIシステマティック・マクロファンド Vol 10 クラスA	34.5%
2.0.W	GCIマネープールマザーファンド	1.2%
その他	現金·短期金融資産等	9.0%

幸配分比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2015年は設定日から年末までの収益率です。また、2020年は年初から作成基準日までの収益率です。 ※当ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。 幸当ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績

設 定 日:2015年9月25日 作成基準日:2020年10月30日

GCIエンダウメントファンド(安定型)

基準価額・純資産の推移



基	準	価	額	11,334円
純	資	産 総	額	2,323百万円

分配の推移

設定来分配金合計額:0円

決算期	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
分配金(円)	0円	0円	0円	0円	0円

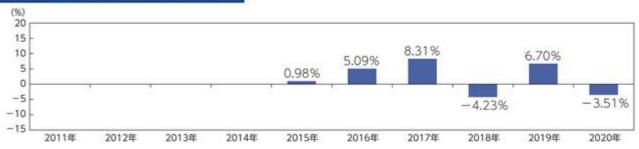
※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

資産クラス	投資対象ファンド(投資信託証券)	配分比率
日本株	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	2.5%
先進国株(米国)	バンガード・S&P500 ETF	7.1%
先進国株(除<米国)	パンガード・FTSE先進国市場(除く米国)ETF	4.8%
先進国債券(米国)	パンガード・米国トータル債券市場ETF	25.0%
海外債券	バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF(米ドルヘッジあり)	8.4%
国内リート(REIT-日本)	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	2.2%
海外リート(REIT-米国)	バンガード・リアル・エステート ETF	2.2%
オルタナティブ戦略	GCIシステマティック・マクロファンド Vol 10 クラスA	34.9%
その他	GCIマネープールマザーファンド	4.3%
	現金·短期金融資産等	8.6%

※配分比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2015年は設定日から年末までの収益率です。また、2020年は年初から作成基準日までの収益率です。 ※当ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。 ※当ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話:03(3556)5040(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス:https://www.gci.jp

原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。 ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日のいず れかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けは行いません(収益分配金 の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします)。

(2) 当ファンドには、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります。(ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、取得申込者は、販売会社との間で収益分配金再 投資に係る「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)を 締結していただきます。

(3) 当ファンドの申込価格は、購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。ただし、自動けい ぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額としま す。基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原 則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:「エンダウ成長」/ 「エンダウ安定」)。

< 照会先 >

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話:03(3556)5040(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス:https://www.gci.jp

(4) 当ファンドの購入には、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に1.1%(税抜1.0%)を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額の申込手数料がかかります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

(5)当ファンドの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせく ださい。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍とします。

- (6)申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (7)販売会社によっては、各ファンド間でスイッチング(乗換え)が可能な場合があります。詳しく は販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金(解 約)されるファンドに対して換金に係る手数料等および税金が課されることにつきご留意くださ い。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。
- (8)金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等)が発生したとき等は、取

得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。

2【換金(解約)手続等】

(1)換金(解約)の申込みは、原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日のいず れかと同じ日付の日を申込受付日とする換金(解約)の申込みの受付けは行いません。

- (2)換金(解約)の単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせくだ さい。
- (3)換金(解約)の価額は、換金(解約)申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を 差し引いた額です。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:「エンダウ成長」/「エンダウ安定」)。

< 照会先 >

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話:03(3556)5040(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス:https://www.gci.jp

- (4)換金(解約)手数料は、ありません。
- (5)信託財産留保額として、換金(解約)申込受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。
- (6)換金(解約)の代金は、受益者による換金(解約)申込受付日から起算して、原則として7営業 日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (7)信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。詳しく は販売会社にお問い合わせください。
- (8)金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等)が発生したとき等は、換金(解約)申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金(解約)申込みを保留または取り消すことがあります。これにより換金(解約)申込みの受付が中止され、またはすでに受け付けた換金(解約)申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の換金(解約)申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金(解約)申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金(解約)価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を換金(解約)申込受付日として、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

資産の評価方法

基準価額は、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口当たりに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準および評価方法等

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。

上場投資信託証券	原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場 (外国で取引されているものについては、原則として、 金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最 終相場)で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価については、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

基準価額の算出および公表

基準価額(1万口当たり)は、原則として毎営業日算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:「エンダウ成長」/「エンダウ安定」)。

< 照会先 >

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話:03(3556)5040(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス:https://www.gci.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、下記「(5)その他 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年9月26日から翌年9月25日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由 等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。)は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

- f.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと きは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h.受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新 受託者を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。 信託約款の変更等
- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したと きは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併 合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託 の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更また は併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本 に 定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場 合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当す る場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行 います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内 容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れ ている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受 益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.にお いて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。 なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議 について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあ たる多数をもって行います。
- e.書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合に おいて、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により 同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g. 上記 a . から f . までの規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決され た場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議 が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部 の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約 金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約また は重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条 第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。 関係法人との契約の更改等

- a. 受託会社との信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、 期間の途中でも、必要のあるときは、信託契約の一部を変更することまたは信託契約の解 約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年 間です。ただし、期間満了の3ヶ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意 思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載し

https://www.gci.jp

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合 には、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、 交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は信託の日時を異にすることにより際を生ずることはありません。

(1)収益分配金の請求について

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に支払います。

(2)償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、信託終了日(信託終了日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までとします。)から受益者に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込み代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(3)換金(信託の一部解約の実行)請求権

換金(解約)の代金(一部解約金)は、換金(解約)申込受付日から起算して、原則として 7営業日目から当該受益者に支払います。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2019年9月26日から2020年9月25日まで)の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【GCIエンダウメントファンド(成長型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	2019年 9 月25日現在	2020年 9 月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	20,189,034	157,648,146
コール・ローン	223,847,400	184,535,075
投資信託受益証券	3,846,880,412	3,694,248,677
親投資信託受益証券	39,985,991	49,961,976
派生商品評価勘定	-	17,106,816
未収入金	-	401,000
未収配当金	4,882,109	-
流動資産合計	4,135,784,946	4,103,901,690
資産合計	4,135,784,946	4,103,901,690
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	14,822,529	-
未払金	1,706,429	-
未払解約金	32,158,461	9,698,732
未払受託者報酬	1,134,659	1,133,554
未払委託者報酬	13,615,817	13,602,588
未払利息	613	505
その他未払費用	216,000	220,000
流動負債合計	63,654,508	24,655,379
負債合計	63,654,508	24,655,379
純資産の部		
元本等		
元本	1 3,222,319,795	1 3,377,774,959
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	849,810,643	701,471,352
(分配準備積立金)	211,670,725	171,352,021
元本等合計	4,072,130,438	4,079,246,311
純資産合計	4,072,130,438	4,079,246,311
負債純資産合計	4,135,784,946	4,103,901,690

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	(甲位:位)
第 4 期 自 2018年 9 月26日 至 2019年 9 月25日	第 5 期 自 2019年 9 月26日 至 2020年 9 月25日
61,251,735	52,858,838
287,392	84,667
95,535,833	174,077,472
52,295,696	30,690,904
104,779,264	151,824,871
125,036	234,405
2,202,075	2,270,311
26,424,976	27,243,601
683,852	660,770
29,435,939	30,409,087
75,343,325	182,233,958
75,343,325	182,233,958
75,343,325	182,233,958
13,192,098	9,205,526
736,104,910	849,810,643
244,356,401	319,829,387
244,356,401	319,829,387
219,186,091	295,140,246
219,186,091	295,140,246
<u>-</u>	-
849,810,643	701,471,352
	自 2018年 9 月26日至 2019年 9 月25日 61,251,735 287,392 95,535,833 52,295,696 104,779,264 125,036 2,202,075 26,424,976 683,852 29,435,939 75,343,325 75,343,325 75,343,325 13,192,098 736,104,910 244,356,401 219,186,091 219,186,091 -

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価
	額、又は金融商品取引所又は店頭市場における最終相
	場(最終相場のないものについては、それに準ずる価
	額)、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
	(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の
	提供する価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2 . デリバティブ等の評価基準及び評	為替予約取引
価方法	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値で
	評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は
	予想配当金額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本	外貨建取引等の処理基準
となる重要な事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61
	条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

百日	第4期	第5期		
項目	2019年 9 月25日現在	2020年 9 月25日現在		
1.元本の推移				
期首元本額	3,011,641,693円	3,222,319,795円		
期中追加設定元本額	1,136,687,550円	1,278,253,472円		
期中一部解約元本額	926,009,448円	1,122,798,308円		
2 . 受益権の総数	3,222,319,795□	3,377,774,959□		
3 . 1 口当たり純資産額 1 万口当たり純資産額	1.2637円 12,637円	1.2077円 12,077円		

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第4期	第5期
項目	自 2018年9月26日	自 2019年9月26日
	至 2019年9月25日	至 2020年9月25日
1 . 分配金の計算過程		
a . 配当等収益 (経費控除後)	42,618,117円	19,392,469円
b . 有価証券売買等損益(経費控除後・繰越欠 損金補填後)	45,917,306円	0円
c . 信託約款に規定される収益調整金	638,139,918円	530,119,331円

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

d.	信託約款に規定される分配準備積立金	123,135,302円	151,959,552円	
е.	分配対象収益(a + b + c + d)	849,810,643円	701,471,352円	
f.	分配対象収益(1万口当たり)	2,637円	2,076円	
g.	分配金額	0円	0円	
h.	分配金額(1万口当たり)	0円	0円	

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
第4期		第 5 期				
自 2018年9月26日	自	2019年 9 月26日				
至 2019年 9 月25日	至	2020年 9 月25日				
当ファンドは、「投資信託及	同左					
び投資法人に関する法律」第2						
条第4項に定める証券投資信託						
であり、有価証券等の金融商品						
への投資を信託約款に定める						
「運用の基本方針」に基づき						
行っております。						
当ファンドが保有する金融商	同左					
品の種類は、有価証券、デリバ						
ティブ取引、金銭債権及び金銭						
債務であります。当ファンドが						
保有する有価証券の詳細は有価						
証券に関する注記に記載してお						
ります。当該ファンドが行うこ						
とのできるデリバティブ取引は						
信託約款に基づいております。						
当ファンドが利用しておりま						
す、デリバティブ取引は信託財						
産の効率的な運用に資するた						
め、および信託財産に属する資						
産の価格変動リスクを回避する						
ことを目的としております。						
これらの金融商品に係る主な						
リスクとしては、価格変動リス						
ク、金利変動リスク等の市場リ						
スク、信用リスク及び流動性リ						
スク等のリスクであります。						
	自至 2018年9月25日 自至 2019年9月25日 自至 2019年9月25日 自至 2019は関外の運っ 当のイ務有券まの託当、の、のとこス、クリカスに定価信本す。 「る証等約」 「る証等が対する券約針」 「のは引い有を基ま」 「ないのですにすで約フデ効お価をれた金をする、といれて有を基ま」 「ない、ま価る該デ基ドテな信則と金で動け、大きには引いては、ま価を表でのでは、大きには引いては、大きには引いては、大きには引いては、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	自 2018年9月26日 至 2019年9月25日 同左 三 2019年9月26日 百左 三 2019年9月26日 百左 三 2019年9月26日 百左 三 2019年9月26日 百左 三 2019年9月26日 百左 三 2019年9月26日 百左 三 2019年9月26日 百左				

3.金融商品に係るリスク管理	リスク・マネジメント・グ	同左	
体制	ループが日々の市場リスクの計		
	測とモニタリングを行い、リス		
	ク管理会議に報告します。リス		
	ク管理会議は、運用方針に応じ		
	たリスク管理の手続を策定する		
	とともに、運用部門から独立し		
	て市場リスクや運用実績の分		
	析・評価を行い、その結果を当		
	社の運用業務に関する意思決定		
	機関である運用政策会議に報告		
	します。		

2.金融商品の時価等に関する事項

	· ^	
項目	第4期	第 5 期
块 户	2019年 9 月25日現在	2020年 9 月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価及	時価で計上しているため、そ	同左
びその差額	の差額はありません。	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券	同左
	(重要な会計方針に係る事項	
	に関する注記)に記載してお	
	ります。	
	(2) デリバティブ取引	(2) デリバティブ取引
	(デリバティブ取引に関する	同左
	注記)に記載しております。	
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コー	同左
	ル・ローン等)は、短期間で	
	決済され、時価は帳簿価額と	
	近似していることから、当該	
	金融商品の帳簿価額を時価と	
	しております。	

_				11111111111111111111111111111111111111
	3 . 金融商品の時価等に関する	金融商品の時価には、市場価	同左	
	事項の補足説明	格に基づく価額のほか、市場価		
		格がない場合には合理的に算定		
		された価額が含まれておりま		
		す。当該価額の算定においては		
		一定の前提条件等を採用してい		
		るため、異なる前提条件等に		
		よった場合、当該価額が異なる		
		こともあります。		
		また、デリバティブ取引に関		
		する契約額等は、あくまでもデ		
		リバティブ取引における名目的		
		な契約額等であり、当該金額自		
		体がデリバティブ取引のリスク		
		の大きさを示すものではありま		
		せん。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第4期	第 5 期			
2019年 9 月25日現在 2020年 9 月25日現在				
当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額			
(円)	(円)			
99,716,494	173,670,076			
4,003	20,013			
99,712,491	173,690,089			
	2019年9月25日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) 99,716,494 4,003			

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第4期(2019年9月25日現在)

212 : 303 (=0:0 1 2					
区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	1,849,875,191	-	1,864,697,720	14,822,529
	米ドル	1,603,191,571	-	1,615,314,390	12,122,819
	ユーロ	175,214,512	-	175,951,560	737,048
	英ポンド	71,469,108	-	73,431,770	1,962,662
合語	<u></u>	1,849,875,191	ı	1,864,697,720	14,822,529

第5期(2020年9月25日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	1,945,885,186	-	1,928,778,370	17,106,816
	米ドル	1,694,537,040	-	1,683,301,200	11,235,840
	ユーロ	177,488,108	-	174,289,640	3,198,468
	英ポンド	73,860,038	-	71,187,530	2,672,508
合語		1,945,885,186	-	1,928,778,370	17,106,816

(注)時価の算定方法

1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (ア) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場の うち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより 評価しております。
- (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1 株式

該当事項はありません。

2 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額
	米ドル	バンガード・FTSE・エマージング・マー ケッツETF	22,480.00	947,756.80
		バンガード・FTSE先進国市場 (除く米 国) ETF	89,860.00	3,616,865.00
		バンガード・S&P500 ETF	21,383.00	6,382,825.50
		バンガード・トータル・インターナショ ナル債券ETF (米ドルヘッジあり)	18,922.00	1,099,557.42
投資信託		バンガード・リアル・エステート ETF	19,720.00	1,512,918.40
受益証券		バンガード・米国トータル債券市場ETF	51,419.00	4,536,698.37
	米ドル小計	t	223,784.00	18,096,621.49
				(1,910,279,364)
	日本円	TOPIX連動型上場投資信託	123,360.00	207,614,880
		NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	90,250.00	167,594,250
		GCIシステマティック・マクロファンド Vol 10 クラスA	155,568.55	1,408,760,183
	日本円小計	f	369,178.55	1,783,969,313
親投資信託	日本円	GCIマネープールマザーファンド	50,032,021	49,961,976
受益証券	益証券 日本円小計		50,032,021	49,961,976
		合計		3,744,210,653 (1,910,279,364)

- (注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位円)であります。
- (注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
- (注3) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に 対する比率
			时间心平	刈りるに平
米ドル	投資信託受益証券	6銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【GCIエンダウメントファンド(安定型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第4期	第5期
~ 하	2019年 9 月25日現在	2020年 9 月25日現在
資産の部		
流動資産	00.000.000	400 404 040
預金	20,636,938	130,491,640
金銭信託	248,636	931,029
コール・ローン	284,488,962	79,060,920
投資信託受益証券	2,628,843,573	2,036,812,642
親投資信託受益証券	119,941,966	99,879,942
派生商品評価勘定	-	9,204,066
未収入金	-	80,200
未収配当金	1,384,248	-
流動資産合計	3,055,544,323	2,356,460,439
資産合計	3,055,544,323	2,356,460,439
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,427,040	-
未払金	1,459,755	-
未払解約金	8,423,221	5,588,135
未払受託者報酬	911,923	659,405
未払委託者報酬	10,943,073	7,912,740
未払利息	779	216
その他未払費用	216,000	220,000
流動負債合計	32,381,791	14,380,496
負債合計	32,381,791	14,380,496
純資産の部		
元本等		
元本	1 2,561,130,870	1 2,063,322,569
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	462,031,662	278,757,374
(分配準備積立金)	183,867,726	137,431,551
元本等合計	3,023,162,532	2,342,079,943
純資産合計	3,023,162,532	2,342,079,943
負債純資産合計	3,055,544,323	2,356,460,439

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

			(単位:円)
	第4期		第5期
	自 2018年 9 至 2019年 9		2019年 9 月26日 2020年 9 月25日
営業収益			
受取配当金	50	,898,587	34,078,265
受取利息		361,779	63,822
有価証券売買等損益	52	2,509,164	96,670,732
為替差損益	48	3,880,912	19,639,683
営業収益合計	54	,888,618	82,168,328
営業費用			
支払利息		195,015	117,720
受託者報酬	1	,969,673	1,446,624
委託者報酬	23	3,636,238	17,359,365
その他費用		678,827	600,115
営業費用合計	26	5,479,753	19,523,824
営業利益又は営業損失()	28	3,408,865	101,692,152
経常利益又は経常損失()	28	3,408,865	101,692,152
当期純利益又は当期純損失()	28	3,408,865	101,692,152
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	38	3,853,394	14,752,815
期首剰余金又は期首欠損金()	632	2,218,093	462,031,662
剰余金増加額又は欠損金減少額	66	5,439,342	63,617,208
(当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額)	66	5,439,342	63,617,208
剰余金減少額又は欠損金増加額	303	3,888,032	159,952,159
(当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額)	303	3,888,032	159,952,159
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	462	2,031,662	278,757,374

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な云前刀町にほる事項に関する江山)				
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額、又は金融商品取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額で評価しております。 親投資信託受益証券 親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。			
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値で 評価しております。			
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は 予想配当金額を計上しております。			
4.その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61 条にしたがって処理しております。			

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期	第 5 期
□ 項 目 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	2019年 9 月25日現在	2020年 9 月25日現在
1.元本の推移		
期首元本額	4,039,930,491円	2,561,130,870円
期中追加設定元本額	492,972,162円	396,199,725円
期中一部解約元本額	1,971,771,783円	894,008,026円
2.受益権の総数	2,561,130,870□	2,063,322,569口
3 . 1 口当たり純資産額	1.1804円	1.1351円
1万口当たり純資産額	11,804円	11,351円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第4期	第5期
項目	自 2018年9月26日	自 2019年9月26日
	至 2019年9月25日	至 2020年 9 月25日
1 . 分配金の計算過程		
a . 配当等収益(経費控除後)	32,060,027円	11,560,861円
b . 有価証券売買等損益(経費控除後・繰 越欠損金補填後)	35,202,232円	0円
c . 信託約款に規定される収益調整金	278,163,936円	157,447,231円

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

d . 信託約款に規定される分配準備積立金	116,605,467円	125,870,690円
e . 分配対象収益(a + b + c + d)	462,031,662円	294,878,782円
f . 分配対象収益(1万口当たり)	1,804円	1,429円
g . 分配金額	0円	0円
h . 分配金額(1万口当たり)	0円	0円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項			
	第4期	第 5 期	
項目	自 2018年9月26日	自 2019年9月26日	
	至 2019年 9 月25日	至 2020年 9 月25日	
1.金融商品に対する取組方	当ファンドは、「投資信託及	同左	
針	び投資法人に関する法律」第2		
	条第4項に定める証券投資信託		
	であり、有価証券等の金融商品		
	への投資を信託約款に定める		
	「運用の基本方針」に基づき		
	行っております。		
2.金融商品の内容及び当該	当ファンドが保有する金融商	同左	
金融商品に係るリスク	品の種類は、有価証券、デリバ		
	ティブ取引、金銭債権及び金銭		
	債務であります。当ファンドが		
	保有する有価証券の詳細は有価		
	証券に関する注記に記載してお		
	ります。当該ファンドが行うこ		
	とのできるデリバティブ取引は		
	信託約款に基づいております。		
	当ファンドが利用しておりま		
	す、デリバティブ取引は信託財		
	産の効率的な運用に資するた		
	め、および信託財産に属する資		
	産の価格変動リスクを回避する		
	ことを目的としております。		
	これらの金融商品に係る主な		
	リスクとしては、価格変動リス		
	ク、金利変動リスク等の市場リ		
	スク、信用リスク及び流動性リ		
	スク等のリスクであります。		

3.金融商品に係るリスク管	リスク・マネジメント・グ	同左	
理体制	ループが日々の市場リスクの計		
	測とモニタリングを行い、リス		
	ク管理会議に報告します。リス		
	ク管理会議は、運用方針に応じ		
	たリスク管理の手続を策定する		
	とともに、運用部門から独立し		
	て市場リスクや運用実績の分		
	析・評価を行い、その結果を当		
	社の運用業務に関する意思決定		
	機関である運用政策会議に報告		
	します。		

2.金融商品の時価等に関する事項

-T =		
項目	第4期	第5期
	2019年 9 月25日現在	2020年 9 月25日現在
1.貸借対照表計上額、時価	時価で計上しているため、そ	同左
及びその差額	の差額はありません。	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項 に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する 注記)に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等)は、短期間額と 近似していることから、 金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左(2)デリバティブ取引 同左(3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的においてのいます。当該価額の算定においているため、異なる前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等をは出ります。 までの前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等をが異なる前提条件等をが異なるが異なるが異なるによったが、ともあります。 また、デリバティブ取引にも目のでありますがデリバティブ取引における音を記した。対対でありにもはいる対対でありでありでありがデリバティブを表がでありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第4期	第5期	
≠ 手米五	2019年 9 月25日現在	2020年 9 月25日現在	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
投資信託受益証券	78,018,624	96,269,832	
親投資信託受益証券	24,011	40,009	
合計	77,994,613	96,309,841	

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第4期(2019年9月25日現在)

	·				
区分	 種類 	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	 評価損益(円)
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	1,338,481,330	-	1,348,908,370	10,427,040
	米ドル	1,248,042,822	-	1,257,480,120	9,437,298
	ユーロ	64,237,492	-	64,507,710	270,218
	英ポンド	26,201,016	-	26,920,540	719,524
合	計	1,338,481,330	-	1,348,908,370	10,427,040

第5期(2020年9月25日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の	為替予約取引				
取引	売建	1,198,583,176	-	1,189,379,110	9,204,066
	米ドル	1,123,427,094	-	1,115,978,070	7,449,024
	ユーロ	53,095,806	-	52,138,980	956,826
	英ポンド	22,060,276	-	21,262,060	798,216
合語	Ħ	1,198,583,176	-	1,189,379,110	9,204,066

(注)時価の算定方法

1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合 は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (ア) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場の うち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより 評価しております。
- (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1 株式

該当事項はありません。

2 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額
	米ドル	バンガード・FTSE先進国市場(除く米 国)ETF	26,886.00	1,082,161.50
		バンガード・S&P500 ETF	5,210.00	1,555,185.00
		バンガード・トータル・インターナショ ナル債券ETF (米ドルヘッジあり)	31,943.00	1,856,207.73
		バンガード・リアル・エステート ETF	6,295.00	482,952.40
投資信託		バンガード・米国トータル債券市場ETF	63,320.00	5,586,723.60
受益証券	米ドル小計		133,654.00	10,563,230.23
				(1,115,054,583)
	日本円	TOPIX連動型上場投資信託	35,140.00	59,140,620
		NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	28,800.00	53,481,600
		GCIシステマティック・マクロファンド Vol 10 クラスA	89,352.39	809,135,839
	日本円小計		153,292.39	921,758,059
親投資信託	日本円	GCIマネープールマザーファンド	100,019,970	99,879,942
受益証券	受益証券 日本円小計		100,019,970	99,879,942
	Δ±1			2,136,692,584
合計			(1,115,054,583)	

- (注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位円)であります。
- (注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
- (注3) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

٠.	71 23 C 10 III III 20 10 II 10				
	通貨 銘柄数		組入投資信託受益証券	合計金額に	
	世 貝	銘柄数		時価比率	対する比率
>	米ドル	投資信託受益証券	5銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(参考)

当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象の1つとしております。 貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「GCIマネープールマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

財務諸表

(1)貸借対照表

(単位:円)

	2019年 9 月25日現在	2020年 9 月25日現在
科目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,267,297,357	3,649,707,137
現先取引勘定	20,001,373,327	29,001,882,952
流動資産合計	22,268,670,684	32,651,590,089
資産合計	22,268,670,684	32,651,590,089
負債の部		
流動負債		
未払解約金	875,000,000	-
未払利息	6,211	9,999
流動負債合計	875,006,211	9,999
負債合計	875,006,211	9,999
純資産の部		
元本等		
元本 1	21,413,297,866	32,696,289,570
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金() 2	19,633,393	44,709,480
元本等合計	21,393,664,473	32,651,580,090
純資産合計	21,393,664,473	32,651,580,090
負債純資産合計	22,268,670,684	32,651,590,089

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2019年 9 月25日現在	2020年 9 月25日現在
1.元本の推移		
期首	2018年 9 月26日	2019年9月26日
期首元本額	7,011,159,551円	21,413,297,866円
期首からの追加設定元本額	23,942,493,233円	21,992,308,142円
期首からの一部解約元本額	9,540,354,918円	10,709,316,438円
元本の内訳 GCIコスト効率的為替ヘッジプログラ	(T. / 22 / 27) T	
ム 2018-08 (適格機関投資家専用)	474,691,379円	448,670,062円
GCIマネープールファンド(適格機関 投資家専用)	12,667,651,765円	21,733,606,512円

	1	有価証券報告書(内
GCIエンダウメントファンド(成長型)	40,022,011円	50,032,021円
GCIエンダウメントファンド(安定 型)	120,050,012円	100,019,970円
GCIオルタナティブバスケット・ファ ンドV3(ラップ専用)	80,585,381円	-
GCIシステマティックマクロファンド V3 クラスA(適格機関投資家専用)	3,501,188,547円	3,366,222,492円
GCIシステマティックマクロファンド V5 クラスA(適格機関投資家専用)	2,067,018,977円	4,535,588,604円
GCI先進国国債インカムファンド クラ スA(適格機関投資家専用)	2,462,089,794円	2,462,149,909円
合計	21,413,297,866円	32,696,289,570円
2 .元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、 その差額であります。	19,633,393円	44,709,480円
3.受益権の総数	21,413,297,866	32,696,289,570□
4 . 1 口当たり純資産額	0.9991円	0.9986円
1万口当たり純資産額	9,991円	9,986円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年 9 月26日 至 2019年 9 月25日		2019年 9 月26日 2020年 9 月25日
			2020年9月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及	同左	
	び投資法人に関する法律」第2		
	条第4項に定める証券投資信託		
	であり、有価証券等の金融商品		
	への投資を信託約款に定める		
	「運用の基本方針」に基づき		
	行っております。		
	•		
2 . 金融商品の内容及び当該金	当ファンドが保有する金融商	同左	
融商品に係るリスク	品の種類は、有価証券、デリバ		
	ティブ取引、金銭債権及び金銭		
	債務であります。当ファンドが		
	保有する有価証券の詳細は有価		
	証券に関する注記に記載してお		
	ります。当該ファンドが行うこ		
	とのできるデリバティブ取引は		
	信託約款に基づいております。		
	これらの金融商品に係る主な		
	リスクとしては、価格変動リス		
	ク、金利変動リスク等の市場リースター		
	スク、信用リスク及び流動性リ		
	スク等のリスクであります。		

3 . 金融商品に係るリスク管理	当ファンドに投資する証券投	同左
体制	資信託の注記表(金融商品に関	
	する注記)に記載しておりま	
	す 。	

2. 金融商品の時価等に関する事項

2. 金融同間の第7回もに対する事項			
項目	2019年 9 月25日現在	2020年 9 月25日現在	
1.貸借対照表計上額、時 価及びその差額	時価で計上しているため、 その差額はありません。	同左	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左	
3.金融商品の時価等に関 する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券 投資信託の注記表(金融商品 に関する注記)に記載してお ります。	同左	

(有価証券に関する注記) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

1 株式

該当事項はありません。

2 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

GCIエンダウメントファンド(成長型)

(2020年10月30日現在)

資産総額	4,102,184,686円
負債総額	7,596,731円
純資産総額(-)	4,094,587,955円
発行済口数	3,391,286,393□
1口当たり純資産額(/)	1.2074円
(1万口当たり純資産額)	(12,074円)

GCIエンダウメントファンド(安定型)

(2020年10月30日現在)

資産総額	2,332,668,708円
負債総額	9,641,186円
純資産総額(-)	2,323,027,522円
発行済口数	2,049,568,266□
1口当たり純資産額(/)	1.1334円
(1万口当たり純資産額)	(11,334円)

(参考)

GCIマネープールマザーファンド

(2020年10月30日現在)

資産総額	32,501,210,637円
負債総額	10,066円
純資産総額(-)	32,501,200,571円
発行済口数	32,547,088,079□
1口当たり純資産額(/)	0.9986円
(1万口当たり純資産額)	(9,986円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1)受益権の名義書換え 該当事項はありません。
- (2)受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容 該当事項はありません。

(4)受益証券の不発行

当ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(5)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(9)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款 の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

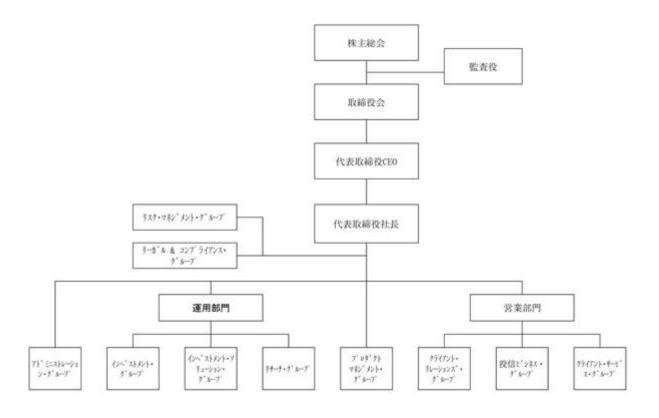
(1)資本金の額(2020年10月末現在)

資本金の額:1億円

発行可能株式総数:10万株 発行済株式総数:4万6,172株

最近5年間における資本金の額の増減: 2019年12月9日 資本金 2億円に増資 2019年12月9日 資本金 1億円に減資

(2)委託会社等の機構(2020年10月末現在) 委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



当社の組織は、上記のとおり、株主総会、監査役、取締役会、代表取締役CEO、代表取締役社長、以下2の部門、10の業務グループにより構成されています。

取締役会は、3名の取締役から構成されており、1名の社外監査役が出席し、会社の業務執行を決定し取締役による職務の執行を監督するため、原則として月次で開催されますが、必要に応じて随時開催されます。

代表取締役CEOは、会社を代表して対外事項を処理するとともに、会社経営の全般を総轄し、取締役会を招集してその議長として主宰し、重要事項の決定を行います。代表取締役社長は、会社を代表して対外事項を処理するとともに、取締役会の決定に基づき業務の執行を統括します。

運用部門はインベストメント・グループ、インベストメント・ソリューション・グループおよびリサーチ・グループを統括し、営業部門はクライアント・リレーションズ・グループ、投信ビジネス・グループおよびクライアント・サービス・グループを統括します。10グループは、自家運用に係わる投資の意思判断、助言に関する業務と各種調査に関する業務を行うインベストメント・グループ、外部運用等の投資の意思判断、助言に関する業務と各種調査に関する業務を行うインベストメント・ソリューション・グループ、投資運用の意思決定を行う定量モデルの開発、その他資産運用やリスク管理手法に関する調査・研究を行うリサーチ・グループ、運用プロダクト・スキーム等の開発・組成、

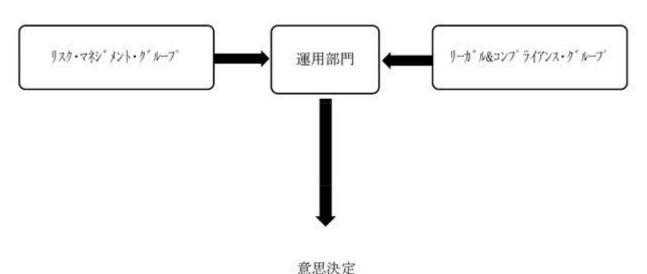
有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

各種調査に関する業務と運用企画等に関する外部パートナーとの折衝等に関する業務を行うプロダクトマネジメント・グループ、公募投信等のマーケティング活動全般と販売会社の販売・営業支援に関する業務、販売促進資料作成ならびに広報資料作成、ホームページの管理業務を行う投信ビジネス・グループ、営業企画全般、投資一任業務に係る営業活動と自己設定に係る投資信託受益証券の直接募集に係る勧誘に関連する業務、顧客対応窓口全般、投資一任契約に関する業務と顧客説明資料等の立案、作成に関する業務を行うクライアント・リレーションズ・グループ、投資一任業務に係る運用報告書等の作成、投資信託受益証券に係るレポートの作成に関する業務と、営業活動支援、顧客管理、投資一任契約に関する業務、顧客説明資料作成の補佐に関する業務を行うクライアント・サービス・グループ、運用リスクの分析・モニタリング、運用パフォーマンスの分析・評価を行うリスク・マネジメント・グループ、組織運営、人事労務、財務経理、運用業務管理、システム対応、情報管理、総務に関する業務を行うアドミニストレーション・グループ、契約審査等の法務、関連法令及び諸規則、ガイドライン等遵守の確保に向けた業務、投資信託受益証券の約款、法定書面作成と届出に関する業務を行うと共に、内部監査を実施するリーガル&コンプライアンス・グループにより構成されています。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は当社の運用部門が行います。

意思決定にあたっては、リスク・マネジメント・グループによる包括的なリスク管理のレポートおよびリーガル&コンプライアンス・グループによる適時・適切な意見が反映され、リスク・マネジメントおよびコンプライアンス両側面からの牽制機能が働いております。



2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の 設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助 言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業務を行っています。

2020年10月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額 (円)
単位型株式投資信託	6	20,778,135,187
追加型株式投資信託	29	177,785,542,534
合計	35	198,563,677,721

3【委託会社等の経理状況】

(1)財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。第22期事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の中間財務諸表(2020年1月1日から2020年6月30日まで)について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表等

(1)【貸借対照表】

		前事第	業年度	当事業	
		(2018年12月]31日現在)	(2019年12月31日現在)	
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			490,629		292,563
2 前払金			3,473		27
3 前払費用			9,234		10,348
4 仮払金			535		-
5 未収入金	2		308		41,149
6 未収還付法人税等			70,737		-
7 未収委託者報酬			306,062		407,883
8 未収運用受託報酬			78,573		72,631
流動資産合計			959,556		824,604
固定資産					
1 有形固定資産			61,060		54,500
(1)建物附属設備	1	38,319		35,528	
(2)器具備品	1	22,741		18,972	
2 無形固定資産			7,465		10,345
(1)ソフトウェア		7,465		10,345	
3 投資その他の資産			204,416		202,475
(1)投資有価証券		10,690		10,167	
(2)関係会社株式		140,519		140,519	
(3)長期差入保証金		49,641		46,188	
(4)保険積立金		2,269		3,404	
(5)長期前払費用		1,296		2,196	
固定資産合計			272,942		267,322
資産合計			1,232,498		1,091,926

		前事業	年度	当事業年	度
		(2018年12月	31日現在)	(2019年12月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(=	金額(千円)		円)
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			104,470		25,940
2 未払金			208,464		54,431
3 関係会社未払金			47,054		316,513
4 未払費用	2		93,490		156,536
5 仮受金			3,244		3,954
6 未払法人税等			145		290
7 未払消費税等			2,564		7,376
流動負債合計			459,433		565,042
固定負債					
1 繰延税金負債			-		56
固定負債合計			-		56
負債合計			459,433		565,099

(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		100,000		100,000
2 資本剰余金		34,067		234,067
(1)資本準備金	25,000		125,000	
(2)その他資本剰余金	9,067		109,067	
3 利益剰余金		639,308		192,650
(1)利益準備金	127		127	
(2)その他利益剰余金	639,180		192,522	
繰越利益剰余金	639,180		192,522	
株主資本合計		773,375		526,717
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		309		110
評価・換算差額等合計		309		110
純資産合計		773,065		526,827
負債・純資産合計		1,232,498		1,091,926

(2)【損益計算書】

		前事業	業年度	当事業	羊年度
		(自 2018年1月1日		(自 2019年	₹1月1日
		至 2018	年12月31日)	至 2019年	丰12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業収益					
1 委託者報酬			962,401		1,042,52
2 運用受託報酬			1,515,730		708,64
営業収益合計			2,478,131		1,751,16
営業費用					
1 支払手数料	1		382,225		1,079,71
2 広告宣伝費			31,001		16,77
3 調査費			53,556		58,60
(1)調査費		52,660		57,979	
(2)図書費		895		627	
4 委託計算費			13,506		32,99
5 営業雑経費			13,049		11,87
(1)通信費		3,361		3,358	
(2)協会費		3,055		3,617	
(3)諸会費		1,236		1,152	
(4)諸経費		5,396		3,750	
営業費用合計			493,338		1,199,97
一般管理費					
1 給料			1,494,071		699,68
(1)役員報酬		179,273		77,368	
(2)給料・手当		453,706		499,509	
(3)従業員賞与		264,315		28,469	
(4)賞与引当金繰入額		495,542		-	
(5)法定福利費		69,162		59,246	
(6)福利厚生費		32,069		29,087	
(7)退職金		-		6,000	
2 交際費			14,056		13,41

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

					1		有叫证分取口盲(٦
3	3	寄付金				3,000	2,000	
4	4	旅費交通費				47,564	24,600	
	5	租税公課				331	1,891	
(5	不動産賃借料				50,260	55,167	
-	7	固定資産減価償却費				10,947	11,555	
8	3	業務委託費		1		238,898	155,433	
9	9	諸経費				23,923	12,256	
		一般管理費合計				1,883,052	976,001	
	Ė	営業利益又は営業損失()			101,739	424,805	

前事業年度 当事業年度 (自 2018年1月1日 (自 2019年1月1日 至 2018年12月31日) 至 2019年12月31日 区分 注記 番号 金額(千円) 金額(千円)	1
至 2018年12月31日) 至 2019年12月31日 注記 全額(千円) 全額(千円))
区分 注記 全額(千円) 全額(千円)	<u> </u>
文分 文分 全額(千円) 全額(千円)	
番号 番号	
営業外収益	
1 受取配当金 1 185,807 81,	452
2 受取利息 9	3
3 為替差益 1,103	-
4 雑収入 374	953
営業外収益合計 187,293 82	409
営業外費用	
1 支払利息 1	758
2 為替差損	83
営業外費用合計 -	842
経常利益又は経常損失() 289,033 343	238
特別利益	
1 投資有価証券売却益 28,837	-
2 原状回復義務免除益 11,991	-
特別利益合計 40,828	-
特別損失	
1 固定資産除却損 11,378	-
2 投資有価証券売却損 472	35
特別損失合計 11,850	35
税引前当期 纯利 益	
スは税引前当期純損失() 318,011 343,	273
法人税、住民税及び事業税 905	300
過年度法人税等 2 - 147.	
	504
当期纯利益	
スは当期純損失() 317,106 446,	658

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度

(自2018年1月1日 至2018年12月31日)

(単位:千円)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	株主資本									評価・換算差額等		
			資本剰余	金		利益剰余金						
						その他利益		株主資本	その他有価	**************************************		
	資本金	資本	その他資本	資本剰余金	利益	剰余金	利益剰余金	体工員本 合計	証券評価	証券評価 評価・換算 証券評価 差額等合計	純資産合計	
		準備金	剰余金	合計	準備金	繰越利益	合計	口前	差額金	左供守口引		
						剰余金						
当期首残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	572,096	572,223	706,290	19,342	19,342	725,633	
当期変動額												
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	-	317,106	317,106	317,106	-	-	317,106	
剰余金の配当()	-	-	-	-	-	250,021	250,021	250,021	-	-	250,021	
株主資本以外の項目									10.651	10.651	10 051	
の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	19,651	19,651	19,651	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	67,084	67,084	67,084	19,651	19,651	47,432	
当期末残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	639,180	639,308	773,375	309	309	773,065	

当事業年度

(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本								評価・換		
			資本剰余金	<u></u>		利益剰余金	È				
						その他利益		株主資本	その他有価	評価・換算	
	資本金	資本	その他資本	資本剰余金	利益	剰余金	利益剰余金	体工員本 合計	証券評価	詳価・投算 差額等合計	純資産合計
		準備金	剰余金	合計	準備金	繰越利益	合計	口前	差額金	左供守口前	
						剰余金					
当期首残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	639,180	639,308	773,375	309	309	773,065
当期変動額											
新株の発行	100,000	100,000	-	100,000	-	-	-	200,000	-	-	200,000
減資	100,000	-	100,000	100,000	-	-	-	-	-	-	-
当期純損失()	-	-	-	-	-	446,658	446,658	446,658	-	-	446,658
剰余金の配当()	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目									420	420	420
の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	420	420	420
当期変動額合計	-	100,000	100,000	200,000	-	446,658	446,658	246,658	420	420	246,238
当期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	192,522	192,650	526,717	110	110	526,827

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8~15年

器具備品 4~15年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当事業年度は貸倒引当金を計上 しておりません。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。なお、当事業年度の末日においては、賞与引当金の計上はありません。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

当財務諸表の作成時において適用予定日は未定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部 改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、税効果会計関係注記を変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)」に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年	度	当事業年度				
(2018年12月31	日現在)	(2019年12月31日現在)				
1 有形固定資産の減価償却累割	計額	1 有形固定資産の減価償却	累計額			
建物附属設備	2,093千円	建物附属設備	4,884千円			
器具備品	器具備品 4,343千円		18,256千円			
2 関係会社に対する資産及び	負債	2 関係会社に対する資産及	び負債			
未収入金	- 千円	未収入金	40,761千円			
未払費用	20,846千円	未払費用	22,230千円			

(損益計算書関係)

前事業年度	当事業年度
(自 2018年1月1日	(自 2019年1月1日
至 2018年12月31日)	至 2019年12月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次	1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次
の通りであります。	のとおりであります。
支払手数料 154,383千円	支払手数料 633,258千円
業務委託費 9,600千円	業務委託費 3,600千円
受取配当金 185,807千円	受取配当金 81,251千円
支払利息 - 千円	支払利息 758千円
	2 過年度の取引に関する法人税等の追加費用計上額で す。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	発行済株式				
	普通株式	23,086株	-	-	23,086株
Ī	合計	23,086株	-	-	23,086株

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1 株当たり 配当額	基準日	効力発生日
(決議)		(千円)		(円)		
2018年7月30日 定例取締役会	普通株式	250,021	利益剰余金	10,830	2018年 6 月30日	2018年 7 月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末

発行済株式				
普通株式	23,086株	23,086株	-	46,172株
合計	23,086株	23,086株	-	46,172株

(注)普通株式の増加は、株主割当による新株の発行23,086株によるものであります。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド(投資信託を含む)組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク・マネジメント・グループにおいて運用リスクを監視することにより適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をアドミニストレーション・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2018年12月31日現在)

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	490,629	490,629	-
(2)未収入金	308	308	-
(3)未収還付法人税等	70,737	70,737	-
(4)未収委託者報酬	306,062	306,062	-
(5)未収運用受託報酬	78,573	78,573	-
(6)投資有価証券	10,690	10,690	-
資産計	957,002	957,002	-
(7)未払金	208,464	208,464	-
(8)未払費用	93,490	93,490	-
(9)預り金	104,470	104,470	-
(10)未払消費税等	2,564	2,564	-
(11)未払法人税等	145	145	-
負債計	409,134	409,134	-

- 注1:金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
 - (1)現金・預金、(2)未収入金、(3)未収還付法人税等、(4)未収委託者報酬、(5)未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま す。
 - (6)投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

(7)未払金、(8)未払費用、(9)預り金、(10)未払消費税等、(11)未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2:関係会社株式は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以由	1 年超	5 年超	40年却
	1 年以内	5 年以内	10年以内	10年超
(1)現金・預金	490,629	1	-	-
(2)未収入金	308	-	-	-
(3)未収還付法人税等	70,737	-	-	-
(4)未収委託者報酬	306,062	-	-	-
(5)未収運用受託報酬	78,573	-	-	-
(6)投資有価証券	-	-	-	10,690
合計	946,312	-	-	10,690

当事業年度(2019年12月31日現在)

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが 極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	292,563	292,563	-
(2)未収入金	41,149	41,149	-
(3)未収委託者報酬	407,883	407,883	-
(4)未収運用受託報酬	72,631	72,631	-
(5)投資有価証券	10,167	10,167	-
資産計	824,395	824,395	-
(6)未払金	54,431	54,431	-
(7)未払費用	156,536	156,536	-
(8)預り金	25,940	25,940	-
(9)未払消費税等	7,376	7,376	-
(10)未払法人税等	290	290	-
負債計	244,574	244,574	-

注1:金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

- (1)現金・預金、(2)未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬
- これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5)投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

- (6)未払金、(7)未払費用、(8)預り金、(9)未払消費税等、(10)未払法人税等
- これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 関係会社株式は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

				(
	1 年 以 由	1 年超	5 年超	40年却
	1 年以内	5 年以内	10年以内	10年超
(1)現金・預金	292,563	-	-	-
(2)未収入金	41,149	-	-	-
(3)未収委託者報酬	407,883	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	72,631	-	-	-
(5)投資有価証券	-	-	-	10,167
合計	814,228	-	-	10,167

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式109,390千円、関連会社株式31,129千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式109,390千円、関連会社株式31,129千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2018年12月31日現在)

	貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額		
	(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が取得			
原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得			
原価を超えないもの			
投資信託	10,690	11,000	309
小計	10,690	11,000	309
合計	10,690	11,000	309

当事業年度(2019年12月31日現在)

	貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額		
	(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が取得			
原価を超えるもの			
投資信託	10,167	10,000	167
小計	10,167	10,000	167
貸借対照表計上額が取得			
原価を超えないもの			
投資信託	-	-	-

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

小計	-	-	-
合計	10,167	10,000	167

3.売却したその他有価証券

前事業年度(2018年12月31日現在)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)
投資信託	211,495	28,837	472
合計	211,495	28,837	472

当事業年度(2019年12月31日現在)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)
投資信託	964	-	35
合計	964	-	35

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

		(十四・ココノ
	前事業年度	当事業年度
	(2018年12月31日)	(2019年12月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	775	1,792
繰越欠損金	61,733	147,190
その他	411	779
繰延税金資産小計	62,919	149,761
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	147,190
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	2,571
評価性引当額小計(注) 1	62,919	149,761
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	56
繰延税金負債合計	-	56
繰延税金資産の純額	-	56

- (注) 1 評価性引当額が86,842千円増加しております。この増加の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当 額の増加によるものです。
 - 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業任度 (2019年12日31日)

当事業年度(2019年12月31日) (単位:千円)							
	1 年以内	1 年超	2 年超	3 年超	4 年超	5 年超	合計
	一十以內	2年以内	3 年以内	4年以内	5 年以内		口前
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	147,190	147,190
評価性引当額	-	-	-	-	-	147,190	147,190
繰延税金資産	•	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度		
	(2018年12月31日)	(2019年12月31日)		
法定実効税率	33.9%	- %		

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	- %
寄附金の損金不算入額	0.1%	- %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	18.8%	- %
住民税均等割	0.1%	- %
評価性引当額の増減額	10.2%	- %
その他	5.4%	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3%	- %

当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1.関連会社に関する事項(単位:千円)関連会社に対する投資の金額31,129持分法を適用した場合の投資の金額122,761持分法を適用した場合の投資利益の金額45,670

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1.関連会社に関する事項(単位:千円)関連会社に対する投資の金額31,129

持分法を適用した場合の投資の金額 99,669

持分法を適用した場合の投資利益の金額 4,288

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
- (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

(単位:千円)

日本	ケイマン	その他	合計		
1,114,903	1,327,446	35,781	2,478,131		

(注)営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益			
GCI ALPHA GENERATOR	887,451			

GCI SYSTEMATIC MACRO FUND VOL 25	269,300
----------------------------------	---------

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

(単位:千円)

日本	ケイマン	その他	合計		
1,185,691	538,934	26,540	1,751,166		

(注)営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
GCI ALPHA GENERATOR	420,506

(関連当事者との取引)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1.関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の所 有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都千代田区	40,510 (千円)	自己投資、運 用リサーチ	(被所有) 直接 66.6%	役員の兼任	投資運用リサーチ等に関 する業務の委託(*1)	6,400	-	-
その他の関係会社	一般社団法人京都ラボ	京都府 京都市 左京区	-	資産運用に関する研究開発	(被所有) 直接 33.4%	役員の兼任	投資運用リサーチ等に関 する業務の委託(*2)	3,200	-	-

(2)子会社及び関連会社等

13	重類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の	議決権等の所有	関連当事者	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
作当	里犬只	云社寺の石柳	P/11111	貝平並	内容	(被所有)割合	との関係	扱可の内台	(千円)	171	(千円)
		GCI Asset		4 000		(所有)				関係会社	
子:	会社	Management, HK	香港	1,000	投資運用業	直接	業務委託	助言報酬(*3)	107,358		47,054
				(千米ドル)				, ,	· ·	未払金	
		Limited				100%					
RE	引連	Caygan Capital		1,250		(所有)		業務代行手数料			
			Singapore	(千シンガポー	投資運用業	直接	業務委託		47,025	未払費用	20,846
会	会社	Pte. Ltd.		ルドル)		34%		(*4)			
			I	10170)	I	J - 7/0	I		1		

(3) 兄弟会社等

該当はありません。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1)投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に、親会社との協議のう え決定しております。
 - (*2)投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に、その他の関係会社との協議のうえ決定しております。
 - (*3)助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。
 - (*4)業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。
 - 3 前事業年度末に当社の兄弟会社であった株式会社GCIキャピタルは、2018年4月1日に親会社であったストレイツ株式会社に吸収合併されております。また、ストレイツ株式会社は、同日付で株式会社GCIキャピタルに商号変更しております。

(4)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1)親会社情報

株式会社GCIキャピタル(非上場)

(注)ストレイツ株式会社は、2018年4月1日付で株式会社GCIキャピタルに商号変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。なお、下記数値は2018年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

(千円)

Caygan Capital Pte. Ltd.

流動資産合計	328,155
固定資産合計	65,249

流動負債合計 32,341 固定負債合計 -

純資産合計 361,063

売上高 599,421 税引前当期純利益 159,312 当期純利益 134,323

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1.関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)		
					(http://	r+ \	資金の借入(*1)	200,000	-	-		
親会社	株式会社	東京都	40,510	自己投資、	(被所有) 直接 66.6%	()	i. `	 役員の兼任	借入の返済(*1)	200,000	-	-
祝云仙	GCIキャピタル	千代田区	(千円)	運用リサーチ		役員の兼任	利息の支払(*1)	758	-	-		
					00.0%		増資の割当(*2)	133,292	-	-		
その他の	一般社団法人	京都府		資産運用	(被所有)		投資運用リサーチ等に関	3,600				
関係会社	一般社団法人 京都ラボ	京都市	-	に関する	直接	役員の兼任	する業務の委託(*3)	3,600	-	-		
判除宏性	ぶ か フ 小	左京区		研究開発	33.4%		増資の割当(*2)	66,707	-	-		

(2) 子会社及び関連会社等

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の	議決権等の所有	関連当事者	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
作里犬只	云紅寺の石柳	7711工2世	貝平並	内容	(被所有)割合	との関係	ANDIONA H	(千円)	111	(千円)
	GCI Asset		1 000		(所有)				関係会社	
子会社	Management, HK	香港	1,000	投資運用業	直接	業務委託	助言報酬(*4)	579,047	未払金	316,513
	Limited		(一木ドル)		100%				木払 並	
関連	Caygan Capital		1,250		(所有)		業務代行手数			
会社		Singapore	(千シンガ	投資運用業	直接	業務委託		54,211	未払費用	22,230
五社	Pte. Ltd.		ポールドル)		34%		料(*5)			

(3)兄弟会社等

該当はありません。

- (注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1)資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 - (*2) 当社が行った株主割当増資を1株につき8,663円で引き受けたものであります。
 - (*3)投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ 決定しております。
 - (*4)助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。
 - (*5)業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。

(4)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

株式会社GCIキャピタル(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。なお、下記数値は2019年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物 為替相場で円貨に換算したものであります。

(千円)

Caygan Capital Pte. Ltd.

流動資産合計 固定資産合計	234,030 65,454
流動負債合計 固定負債合計	6,340 -
純資産合計	293,144
売上高	385,512
税引前当期純利益	13,807
当期純利益	12,613

(1株当たり情報)

前事業年度		当事業年度	
(自 2018年1月1日		(自 2019年1月1日	
至 2018年12月31日)		至 2019年12月31日)	
1株当たり純資産額	33,486円35銭	1株当たり純資産額	11,410円11銭
1株当たり当期純利益	13,735円86銭	1株当たり当期純損失()	18,200円69銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額 773,065千円

普通株式以外に帰属する純資産合計額

該当事項はありません。

普通株式に係る当事業年度末の純資産額 773,065千円 普通株式の当事業年度末株式数 23,086株

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 317,106千円

普通株式以外に帰属する純利益

該当事項はありません。

普通株式に係る当期純利益 317,106千円

普通株式の当期中平均株式数 23,086株 1株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額 526,827千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額

該当事項はありません。

普通株式に係る当事業年度末の純資産額 526,827千円 普通株式の当事業年度末株式数 46,172株

1株当たり当期純損失()の算定上の基礎

損益計算書上の当期純損失() 446,658千円

普通株式以外に帰属する純損失()

該当事項はありません。

普通株式に係る当期純損失() 446,658千円 普通株式の当期中平均株式数 24,541株

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が 存在しないため記載しておりません。なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在 株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		当中間会計期間		
		(2020年 6 月30日現在)		
区分	注記番号	金額(千円)	
(資産の部)				
流動資産				
1 現金・預金			150,670	
2 前払費用			13,762	
3 仮払金			373	
4 関係会社未収金			20,906	
5 未収委託者報酬			422,034	
6 未収運用受託報酬			36,870	
7 未収収益			549	
流動資産合計			645,168	
固定資産				
1 有形固定資産			51,306	
(1)建物附属設備	1	34,133		
(2)器具備品	1	17,173		
2 無形固定資産			8,931	
ソフトウェア		8,931		
3 投資その他の資産			197,702	
(1)関係会社株式		140,519		
(2)長期前払費用		3,304		
(3)保険積立金		3,404		
(4)長期差入保証金		50,475		
固定資産合計			257,940	
資産合計			903,109	
	'		77/02	

		当中間会	会計期間	
		(2020年6月30日現在)		
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)				
流動負債				
1 預り金			12,194	
2 未払金			26,104	
3 関係会社未払金			175,695	
4 未払費用			169,974	
5 仮受金			2,321	
6 未払法人税等			145	
7 未払消費税等			15,576	
流動負債合計			402,011	
固定負債				
固定負債合計			-	
負債合計			402,011	
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金			100,000	
2 資本剰余金			234,067	
(1)資本準備金		125,000		
(2)その他資本剰余金		109,067		
3 利益剰余金			167,030	
(1)利益準備金		127		
(2)その他利益剰余金		166,903		
繰越利益剰余金		166,903		
株主資本合計			501,098	
評価・換算差額等				
評価・換算差額等合計			-	
純資産合計			501,098	
負債・純資産合計			903,109	

(2)中間損益計算書

			当中間会計期間		
			(自 2020年1月1日		
			至	2020	年6月30日)
	区分	注記番号	金額(千円)		千円)
Ė					
1	委託者報酬				587,275
2	運用受託報酬				190,155
3	投資助言報酬				500
4	業務受託収入				20,906
	営業収益合計				798,838
È	営業費用				
1	支払手数料				470,021
2	広告宣伝費				7,733
3	調査費				27,413

(1)調査費		27,290	
(2)図書費		122	
4 委託計算費			23,679
5 営業雑経費			5,253
(1)通信費		1,563	
(2)協会費		1,191	
(3)諸会費		1,617	
(4)諸経費		881	
営業費用合計			534,101
一般管理費			
1 給料			286,596
(1)役員報酬		12,000	
(2)給料・手当		228,561	
(3)法定福利費		28,584	
(4)福利厚生費		17,450	
2 交際費			4,487
3 旅費交通費			5,280
4 租税公課			797
5 不動産賃借料			28,697
6 固定資産減価償却費	1		5,508
7 業務委託費			82,892
8 諸経費			5,931
一般管理費合計			420,192
営業損失			155,455

		য	4中間名	 会計期間
		(自 2020年1月1日		
		至		年6月30日)
<u>υ</u> ()	注記			
区分	番号		金額(十円)
営業外収益				
1 受取配当金				130,306
2 受取利息				1
3 雑収入				128
営業外収益合計				130,436
営業外費用				
1 為替差損				757
営業外費用合計				757
経常損失				25,776
特別利益				
特別利益合計				-
特別損失				
1 投資有価証券売却損				47
特別損失合計				47
税引前中間純損失				25,824
法人税、住民税及び事業税				199
過年度法人税等	2			37
過年度法人税等還付額				442
中間純損失				25,619

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

(自2020年1月1日 至2020年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換	算差額等			
			資本剰余金	ž		利益剰余金			その他有価		
	資本金	資本	その他資本	資本剰余金	利益	その他利益	利益剰余金	株主資本	証券評価	評価・換算	純資産合計
	貝쑤並	^{貝本 準備金}	一 剰余金	貝 本 利 ホ 並	準備金	剰余金		合計	差額金	差額等合計	
		午佣立	州ホ並	口前	午佣並	繰越利益剰余金	越利益剰余金 合計		全 积亚		
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	192,522	192,650	526,717	110	110	526,827
当中間期変動額											
中間純損失()	-	-	-	-	-	25,619	25,619	25,619	-	-	25,619
株主資本以外の項目											
の当中間期変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	110	110	110
(純額)											
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	25,619	25,619	25,619	110	110	25,729
当中間期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	166,903	167,030	501,098	-	-	501,098

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8~15年 器具備品 4~15年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当中間会計期間は貸倒引当金を 計上しておりません。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。なお、当中間会計期間の末日においては、賞与引当金の計上はありません。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間	
(2020年 6 月30日現在)	
1 . 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	6,279千円
器具備品	20,955千円

(中間損益計算書関係)

(个间块鱼们并自然)/					
当中間会計期間					
	(自 2020年1月1日				
	至 2020年 6 月30日)				
1.減価償却実施	額				
有形固定資産 4,094千円					
無形固定資產 1,414千円					
2 過年度の取引に関する法人税等の追加費用計上額です。					

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	46,172株	-	-	46,172株
合計	46,172株	-	-	46,172株

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間(2020年6月30日現在)

1.金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	150,670	150,670	-
(2)前払費用	13,762	13,762	-
(3)関係会社未収金	20,906	20,906	-
(4)未収委託者報酬	422,034	422,034	-

(5)未収運用受託報酬	36,870	36,870	-
(6)未収収益	549	549	•
資産計	644,794	644,794	-
(7)未払金	26,104	26,104	-
(8)関係会社未払金	175,695	175,695	-
(9)未払費用	169,974	169,974	•
(10)預り金	12,194	12,194	-
(11)未払法人税等	145	145	-
(12)未払消費税等	15,576	15,576	-
負債計	399,690	399,690	-

注1:金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金・預金、(2)前払費用、(3)関係会社未収金、(4)未収委託者報酬、(5)未収運用受託報酬、 (6)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)未払金、(8)関係会社未払金、(9)未払費用、(10)預り金、(11)未払法人税等、(12)未払消費税 等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2:関係会社株式(中間貸借対照表計上額140,519千円)は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(2020年6月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額109,390千円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額31,129千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

1.関連会社に関する事項 (単位:千円)

関連会社に対する投資の金額 31,129

持分法を適用した場合の投資の金額 100,236

持分法を適用した場合の投資利益の金額 15,989

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
- (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

(単位:千円)

日本	ケイマン	その他	合計
650,080	120,555	28,202	798,838

(注)営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
マルチアセット・ストラテジーファンド クラスA (適格機関投資家専用)	141,909
GCI ALPHA GENERATOR	95,777

(1株当たり情報)

当中間会計期間				
(自 2020年1月1日				
至 2020年6月30日)				
1株当たり純資産額	10,852円86銭			
1株当たり中間純損失	554円86銭			
1株当たり純資産額の算定上の基礎				
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	501,098千円			
普通株式以外に帰属する純資産合計額				
該当事項はありません。				
普通株式に係る中間期末の純資産額	501,098千円			
普通株式の中間期末株式数	46,172株			
 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎				
中間損益計算書上の中間純損失	25,619千円			
普通株式以外に帰属する中間純損失				
該当事項はありません。				
普通株式に係る中間純損失	25,619千円			
普通株式の期中平均株式数	46,172株			

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しない ため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2020年7月1日付にて、以下のとおり借入極度額設定約定書を締結いたしました。

資金使途 運転資金

借入先株式会社GCIキャピタル

契約日 2020年7月1日

契約期間 2020年7月1日から2021年6月30日

借入極度額 200,000千円 借入利率 年1.25% 担保 無し

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を 失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の 方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運 用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 該当事項はありません。
- (2)訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりませ ん。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(2020年3月末現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額: 10,000百万円(2020年3月末現在)

. __ 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

事業の内容 : る法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
株式会社SBI証券	48,323百万円	同上
三田証券株式会社	500百万円	同上
共和証券株式会社	500百万円	同上
長野證券株式会社	600百万円	同上
百五証券株式会社	3,000百万円	同上
むさし証券株式会社	5,000百万円	同上
東海東京証券株式会社	6,000百万円	同上
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

株式会社栃木銀行	27,408百万円	同上
株式会社イオン銀行	51,250百万円	同上

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社 該当事項はありません。

(2)販売会社 該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間において、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

2019年12月25日有価証券報告書2019年12月25日有価証券届出書2020年 6月25日半期報告書2020年 6月25日有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2020年3月13日

株式会社GCIアセット・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社GCIアセット・マネジメントの2019年1月1日から2019年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GCIアセット・マネジメントの2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

株式会社GCIアセット・マネジメント 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGCIエンダウメントファンド(成長型)の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GCI エンダウメントファンド(成長型)の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社GCIアセット・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

EDINET提出書類

株式会社GCIアセット・マネジメント(E31744)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社GCIアセット・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

株式会社GCIアセット・マネジメント 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

監查意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGCIエンダウメントファンド(安定型)の2019年9月26日から2020年9月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GCI エンダウメントファンド(安定型)の2020年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社GCIアセット・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

EDINET提出書類

株式会社GCIアセット・マネジメント(E31744)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社GCIアセット・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年9月14日

株式会社GCIアセット・マネジメント 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監查法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社GCIアセット・マネジメントの2020年1月1日から2020年12月31日までの第22期事業年度の中間会計期間(2020年1月1日から2020年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GCIアセット・マネジメントの2020年6月 30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2020年1月1日から2 020年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管 しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。